

人口増強・興亞の基

人口問題研究

第三卷第六號

昭和十七年六月刊行

調査研究

十八歳未満の子女の分布……………關山直太郎(一)
祖上銳夫(一)
英國の對印度植民政策(其の一)……………島村俊彦(二四)

彙報

人口問題研究所に於て最近作成せる資料の事項別分類目録
大東亞建設審議會官制中改正の件——南方統治派遣要員の鍊成機關設置に關する閣議の決定——昭和十七年度國民動員實施計畫の決定——工業規制地域及工業建設地域に關する暫定措置の閣議決定——勞働者年金保險法一部施行期日の件公布——厚生省人口局に於ける人口問題啓蒙ポスターの製作——厚生省人口局の昭和十七年度妊産婦保健指導及保護實施要綱の決定——厚生省職業局の道府縣職業課長事務打合會に於ける指示事項——臨時東北地方振興計畫調査會の第二期振興五ヶ年計畫の決定——財團法人人口問題研究會主催第十四回人口問題同政者會合の開催——日本醫療團正副總裁及理事の決定——朝鮮に徴兵制度實施の決定——滿洲國に於ける國民勤勞奉公制實施の決定

文獻

邦文人口問題關係文獻(二五)

附錄

「人口問題研究」第二卷總目次

厚生省

人口問題研究會

人口問題研究

第三卷 第六號

調査研究

十八歳未満の子女の分布

關山直太郎

祖上銳夫

第一序言

我國現行の所得稅制度や相續稅制度に於ては、納稅者の同居家族中に十八歳未満の子女がある場合は、稅額或は課稅價格より一定の控除をなして賦課するといふ恩典があり、又政府、公共團體或は其他の家族手當の支給も、十八歳未満の子女を對象としてゐることは、周知の通りである。而して十八歳未満の子女が、一納稅者或は一俸給生活者に就て、如何なる分布を示してゐるかは、既存の統計資料から之を作り上げることは不可能であつた。從て、若し當局者が、所得稅の免稅總額や家族手當の支給總額を豫算に計上しようとする場合には、如何なる方法によつて之をなしたかは、知る由もないが、相當に困難があつたものと考へられる。

十八歳未満の子女の分布

人口問題研究所では、先年(昭和十五年一月二十日現在)全國的に出生力に關する標本的調査を行つたが、其の調査結果によつて、現在一夫婦當りの十八歳未満の子女の分布状態を算出することが出来るに至つた。勿論夫婦の數と世帯の數とは、嚴密に見て一致するものではないし、又納稅者は必ずしも有配偶者と限らず、更に其の逆も眞ではない。加之、十八歳未満の子女が、稅法や家族手當制度に限定する「同居の家族」とは限らないし、又出生力調査は「現在の夫婦」の子女數を調査したのであるが、稅法や家族手當の場合の子女は、必ずしも現在の夫婦の子女に限定されず、同居家族であれば先夫或は先妻の子女でも差支へないのである。

斯う云ふ風であるから、「出生力調査」に依る一夫婦當十八歳未満の子女の分布を、直ちに稅法や、家族手當に云ふ所の「十八歳未満の同居家族」に當てはめることは出来ないが、然し十八歳未満の子女を有する納稅者や家族手當の受給者は、概して有配偶者であり、又一夫婦は概して一世帯をなして居り、更に又十八歳未満の子女は概して同居の扶養家族であるから、其の喰違はさ程大なるものとは思はれぬ。況んや現在前記の様に十八歳未満の子女の分布は之を他に知る方法はないのであるから、出生力調査の結果は十分に其の參考材料となると思ふ。(註)

(註) 所得稅や家族手當制度では、十八歳未満の子女の他に、妻、六十歳以上の老若及不具廢疾者も其の恩典に浴することとなつてゐる。六十歳以上の老若の分布はまだしも推算するに難くないかも知れないが、不具廢疾者の調

は明治十二年の甲斐國人別調以外には、之を缺いてゐるため、全然之を推知するの由がない。

第二 職業別分布

「出生力調査」の概要及其の調査結果の大體に就ては、「人口問題研究」第一卷第一號及第七號に掲載せられてゐるから、茲には之を再叙しない。唯その調査票の數に就て云へば、配布數は一三六、六二七票であつたが、蒐集せる記入済調査票は八〇、六三八であり、而して此の中七九、七九三票が

第一表 職業別分布表(實數)

職業別	子女數	夫婦總數	〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
總數	七九、七九三	一九、三三七	一四、四六三	一三、六七六	一一、九一一	八、九七三	五、七九二	三、三六六	一、五五二	五、四〇一	一、五〇	三三	八	二	
一般俸給生活者	一三、二九七	二、五七七	二、九六八	三、二一九	二、四三二	一、三四五	五九五	一九〇	五五	一四	一	二	一	一	
一般貸銀労働者	一五、九四八	三、一四六	三、四五五	二、七三三	二、四〇一	一、九五四	一、二二五	六五三	二六九	七〇	一一	一	一	一	
一般中小商工業者	五、五二七	一、一五四	一、〇〇八	一、〇一一	九三二	六八一	四二二	二二四	八二	一七	六	一	一	一	
農村在住者	四二、一三八	一一、〇三五	六、七五三	六、三六九	五、七四一	四、五九〇	三、一七三	一、九九五	九八五	三六八	一〇〇	二二	四	二	
俸給生活者	三、二二三	六六二	五四五	六三三	五六〇	三五九	二二三	一三〇	七六	二八	一一	四	二	一	
貸銀労働者	四、六六四	九七八	八〇三	七〇八	六六一	五二二	三八〇	三〇三	一八三	九三	二七	六	一	一	
商工業者	四、〇〇七	一、一四七	六一〇	五六八	五二六	四三三	三二八	二二二	一〇一	四九	二六	四	二	一	
農業者	二、六四九	七、九四三	四、二〇九	三、九六八	三、五九〇	二、九二三	一、九八四	一、一九七	五〇九	一四九	二四	三	一	一	
漁業者	一、三八〇	四一四	二二二	一九八	一三三	一四七	一一一	六五	六〇	二二	七	一	一	一	
其他	二、三七五	八九一	三七四	三二四	二七二	二〇六	一四七	七九	五六	二六	二	五	一	一	
富有階級	八九一	三四九	一三八	一四六	一一六	六四	三九	二五	六	六	二	一	一	一	
カ下階級	一、九九二	六六	一四一	二五八	二九一	三三九	三四八	二八九	一五五	六六	三〇	六	三	一	
上(百分比)															
職業別	子女數	總數	〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
總數	一〇〇・〇〇	二四・二三	一八・二三	一七・一四	一四・九三	一一・二四	七・七六	四・三二	一・九四	〇・六八	〇・一九	〇・〇四	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇〇
一般俸給生活者	一〇〇・〇〇	一九・三八	二三・三二	二三・四六	一八・二八	一〇・二二	四・四七	一・四三	〇・四一	〇・一一	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇一	一	一

本調査に有效であつた。

今十八歳未満子女の分布を、先づ職業別に示せば次の如くである。尙ほ本調査に於ける無子夫婦とは云ふ迄もなく、事實上の無子(實子女なき)夫婦と、子女があつても既に十八歳を越ゆるもの、換言すれば十八歳未満の子女を有せざる夫婦を包含するものである。従て一般の所謂「無子夫婦」ではない。一子以上の子女に就ても同じ關係のことが云へる。

一般賃銀労働者	100.00	19.73	21.66	17.39	15.06	21.25	7.62	4.09	1.68	0.44	0.07	—	0.01
一般中小商工業者	100.00	20.88	18.24	18.29	16.84	13.32	7.64	3.87	1.48	0.31	0.11	0.01	—
農村在住者	100.00	28.56	16.03	15.11	13.62	10.89	7.53	4.73	2.34	0.87	0.24	0.05	0.01
俸給生活者	100.00	20.60	16.96	19.08	17.43	11.17	6.94	4.05	2.37	0.87	0.34	0.11	0.06
賃銀労働者	100.00	20.97	17.22	15.28	14.17	11.29	8.15	6.50	3.92	1.99	0.58	0.13	—
商工業者	100.00	28.62	15.22	14.18	13.13	10.81	7.94	5.52	2.52	1.22	0.65	0.10	0.05
農業者	100.00	29.97	15.88	14.97	13.55	11.03	7.49	4.52	1.92	0.56	0.09	0.01	—
漁業者	100.00	30.00	15.36	14.35	9.57	10.65	8.77	4.71	1.92	0.56	0.09	0.01	—
其ノ他	100.00	37.52	15.75	13.22	11.45	8.67	6.19	3.33	2.36	1.09	0.51	0.07	—
富有階級	100.00	39.17	15.49	16.39	13.02	7.18	4.38	2.81	0.67	0.67	0.33	—	—
カード階級	100.00	33.1	7.08	12.95	14.61	17.02	17.47	14.51	7.78	3.31	1.51	0.30	0.15

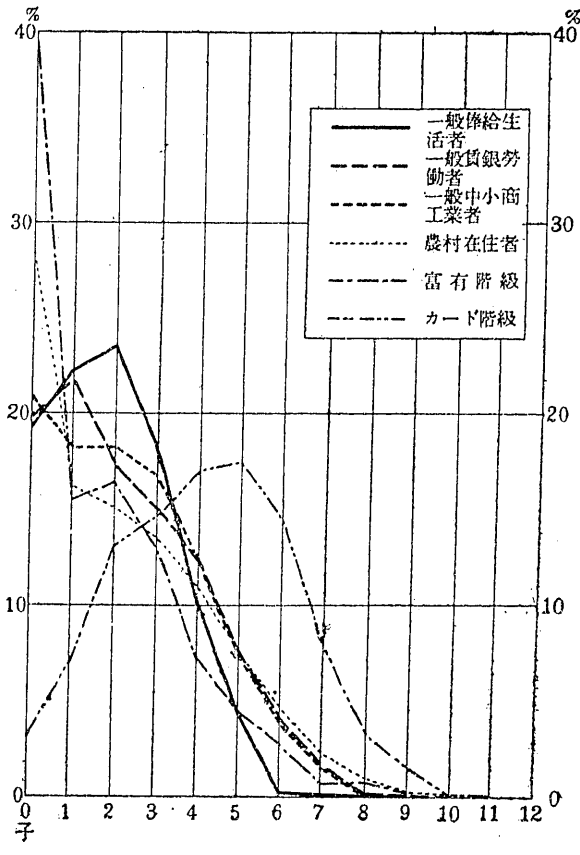
第一表に依て見れば、總數に於ては、無子の夫婦が最も多く、以下一子、二子、三子と漸減してゐる。十子以上の子女を有するものは絶無ではないが、其の比率は極めて微細である。

更に之を職業別に見れば、農村在住者は俸給生活者の場合を除き、無子夫婦が圧倒的に多く、以下一子、二子、三子の順に規則的に遞減してゐるが、都會生活の職業者に於ては、其の分布は一樣ではない。即ち一般俸給生活者、同賃銀労働者、同中小商工業者に於ては無子夫婦よりも一子夫婦の數が多く、殊に俸給生活者に於ては二子夫婦が最も多い。然るに富有階級(當時第三種所得税一、〇〇〇圓以上を納付するもの、都市と限つて調査したのではないが、大部分は都市居住者である)に於ては、無子夫婦が圧倒的に多く、次位に二子夫婦である。又カード階級即ち要保護世帯に於ては、一般とは逆に無子夫婦は甚だ少なく、五子、四子、三子、六子、七子の順で多く、無子及八子以上が低くなつてゐる。

此の理由は説明するに困難ではない。即ち農村に於ては一箇村全部の夫婦に就て調査したので、此の中には多數の妊孕期間經過の老人夫婦、即ち子

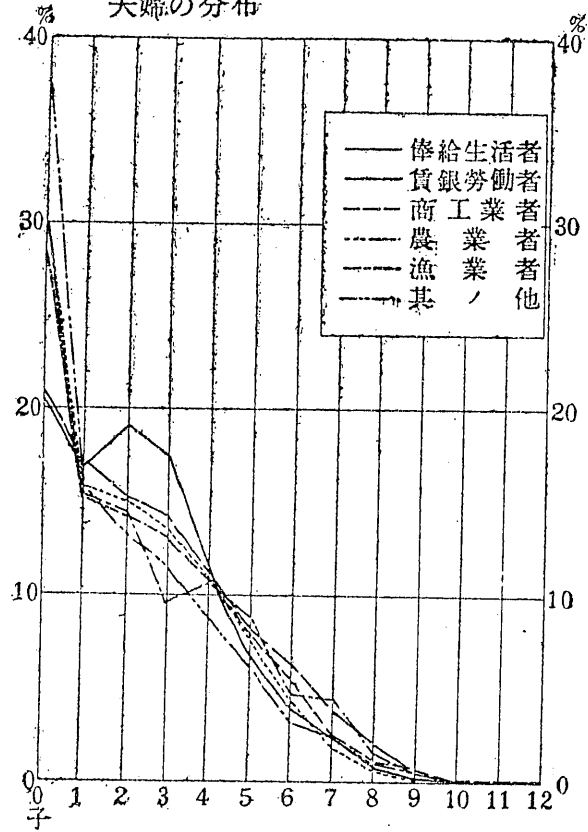
十八歳未満の子女の分布

職業別子女數別夫婦の分布



女を有しても概ね十八歳以上である所の夫婦が他に比して多いのである。之に對して都市の俸給、賃銀生活者や、一般中小商工業者は特定の職場に勤務してゐる者や、特定の地域で現在業に従事してゐる者を調査の對象と

農村在住者の職業別子女數別夫婦の分布



したのであるから、其の年齢は比較的若く、從て妊孕期間經過後の夫婦數は少ないのである。(註)又富有階級に於て一般に功成り名遂げた年長者が多いのは容易に理解されることであり、更にカド階級が他と特異な型を示してゐるのは、元來此の階級は多子をかくえて生活に困難なるもの、又は頼るべき子女(即ち十八歳以上の子女)を有しない者達であるから、之亦當然の結果である。

(註)「出産力調査」結果に依て夫婦總數と妊孕期間經過後の夫婦數との比率を掲ぐれば、次の如くであつて、富有階級及農村在住者が壓倒的に多いことを知るのである(*妊孕期間經過後の夫婦は他の職業に包括する)。

職業別	夫婦總數	妊孕期間經過後の夫婦數	%
一般俸給生活者	一一、四九一	九五九	七・六八
一般賃銀労働者	一四、四六七	一、六〇三	一・一〇八
一般中小商工業者	四、九九一	一、一八三	二三・七〇

農村在住者 三七、〇七七 一三、七二九 三七・〇三
 俸給生活者 二、九二四 五五九 一九・一二
 賃銀労働者 四、〇八六 八一〇 一九・八二
 商工業者 三、五二七 一、三〇五 三七・〇〇
 農業者 一三、一六一 一〇、五四〇 四五・五一
 漁業者 一、一八三 五一五 四三・五三
 其ノ他 二、一九六 一 一
 富有階級 七九〇 四九三 六二・四一
 カド階級 一、七九〇 三五三 一九・二二
 計 七二、六〇六 一八、三三〇 二五・五八

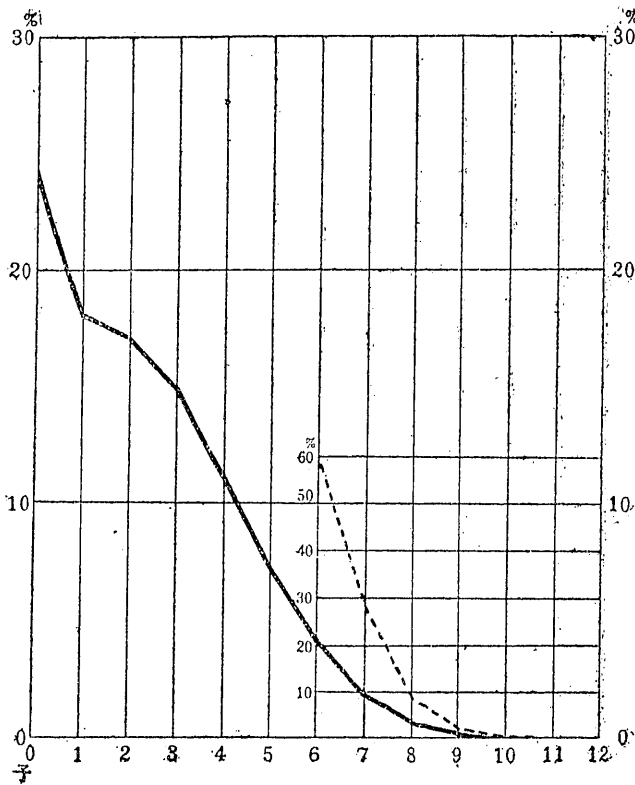
尚ほ諸種の點から一般に人口政策の對象となるべき、十八歳未滿の子女六子以上を有する夫婦の數及比率を掲ぐれば次の如くである。

第二表 六子以上の分布(實數)

職業別	子女數	總數	六	七	八	九	十	十一	十二
總數		五、六五一	三、三六六	一、五五二	五四一	一五〇	三三	八	二
一般俸給生活者		二六二	一九〇	五五	一四	一	二	一	一
一般賃銀労働者		一、〇〇四	六五三	二六九	七〇	一一	一	一	一
一般中小商工業者		三三〇	二二四	八二	一七	六	一	一	一
農村在住者		三、四七七	一、九九五	九八五	三六八	一〇〇	二三	四	二
俸給生活者		二五一	一三〇	七六	二八	一一	四	二	一
賃銀労働者		六二二	三〇三	一八三	九三	二七	六	一	一
商工業者		四〇五	二二二	一〇一	四九	二六	四	二	二
農業者		一、八八二	一、一九七	五〇九	一四九	二四	三	一	一
漁業者		一五六	六五	六〇	二三	七	一	一	一
其ノ他		一七一	七九	五六	二六	五	一	一	一
富有階級		三九	二五	六	六	二	一	一	一
カド階級		五四九	二八九	一五五	六六	三〇	六	三	一
同上	百分比								
職業別	子女數	總數	六	七	八	九	十	十一	十二
總數		一〇〇・〇	五九・七	二七・六	九・七	二・五	〇・七	〇・一	〇・〇四

18歳未満子女数別夫婦の分布
(附6子以上の分布)

十八歳未満の子女の分布



階級	100.00	75.00	50.00	25.00	0.00
一般俸給生活者	100.00	75.00	50.00	25.00	0.00
一般賃銀労働者	100.00	65.00	26.70	6.90	0.00
一般中小工業者	100.00	68.80	25.50	5.50	0.00
農村在住者	100.00	77.60	26.30	5.80	0.00
俸給生活者	100.00	57.90	30.20	11.60	0.00
賃銀労働者	100.00	49.50	29.90	15.30	0.00
商工業者	100.00	48.70	24.90	22.00	0.00
農業者	100.00	63.60	27.00	7.90	0.00
漁業者	100.00	41.70	36.40	14.70	0.00
其ノ他	100.00	46.20	33.70	15.30	0.00
富有階級	100.00	60.00	15.80	15.30	0.00
カード階級	100.00	52.60	22.30	13.00	0.00

第三 所得階級別分布

次に十八歳未満の子女の分布を、所得階級別に観察すれば、如何なる結果を得るであらうか。所得税の賦課、減免は勿論、家族手当の支給も、其の人の所得を考慮に入れることは周知の通りであるから、この分布は相當注意に値ひするものと考へる。

尙ほ「出産力調査」に於ては、俸給及賃銀生活者に就ては、「五〇圓未満」、「五〇圓以上百圓未満」、「一〇〇圓以上一五〇圓未満」、「一五〇圓以上二〇〇圓未満」、「二〇〇圓以上三〇〇圓未満」、「三〇〇圓以上」の六級に分けたが、中小商工業者は營業收益税の納否を標準として、「免稅者」、「二五圓未満」、「二五圓以上五〇圓未満」、「五〇圓以上」納稅者の四級に分ち、又農業者に就てもやはり直接の所得を目標とせず、耕作段別の大小に從て「五段未満」、「五段以上一町未満」、「一町以上二町未満」、「二町以上三町未満」、「三町以上」及「地主」(所有地の大小を問はず、大部分を自ら耕作せず他に小作せしめ居る者)の六級に分けたのであるから、茲に於ても此の區別に從はざるを得ない。唯「富有階級」及「カード階級」に對しては、元來個々の所得を記入せしめず、一併にして之を観察したのであつて、其の結果は既に「第一表」に於て掲載されてゐるのであるから、茲には之を省略する。又農村在住の「漁業者」及「其ノ他」業者は、觀察數が僅少であるから、之も亦省略に附したい。

先づ都市在住者と農村在住者とに大別しよう。但し此の區別は絶對的ではなく、都市在住の一般俸給生活者中には市外からの通勤者もあり、殊に小學校教員中には長野縣下の教員を含んでゐる。又賃銀労働者の中には地方都市在住者或は其の近郊農村よりの通勤者を含むのである。然し此等の全體における比率は僅少であるから、之を無視しても差支へない。

之に對して農村在住者とは、特定の農村に在住する全夫婦を調べたのであつて、各種の職業者を内包してゐるのである。前記都市在住者に對して、之を農村在住者として一括して觀察することとする。

(一) 都市在住者

第三表 一般俸給生活者に於ける所得階級別子女分布

収入階級	子女數		夫婦總數		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	實數	百分比	實數	百分比											
總數	13,297	100.00	2,577	100.00	2,968	3,129	2,431	1,345	595	190	55	14	1	2	
50圓未満	實數	2,451	18.43	78	3.03	85	37	20	15	7	3	1	1	1	
	百分比	18.43	18.43	3.03	3.03	3.03	3.03	3.03	3.03	3.03	3.03	3.03	3.03	3.03	
50圓—100圓	實數	4,235	31.84	908	35.04	1,118	1,091	642	305	122	37	9	3	3	
	百分比	31.84	31.84	35.04	35.04	35.04	35.04	35.04	35.04	35.04	35.04	35.04	35.04	35.04	
100圓—150圓	實數	3,271	24.61	651	25.27	732	735	569	348	157	60	13	4	1	
	百分比	24.61	24.61	25.27	25.27	25.27	25.27	25.27	25.27	25.27	25.27	25.27	25.27	25.27	
150圓—200圓	實數	1,916	14.38	357	13.84	404	496	349	205	85	20	9	1	1	
	百分比	14.38	14.38	13.84	13.84	13.84	13.84	13.84	13.84	13.84	13.84	13.84	13.84	13.84	
200圓—300圓	實數	2,008	15.11	359	13.96	378	415	283	155	57	11	3	1	1	
	百分比	15.11	15.11	13.96	13.96	13.96	13.96	13.96	13.96	13.96	13.96	13.96	13.96	13.96	
300圓以上	實數	1,489	11.19	206	7.99	310	317	377	224	105	36	11	3	3	
	百分比	11.19	11.19	7.99	7.99	7.99	7.99	7.99	7.99	7.99	7.99	7.99	7.99	7.99	
不詳	實數	133	1.00	18	0.70	31	28	27	12	4	1	1	1	1	
百分比	1.00	1.00	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	

(イ) 一般俸給生活者

行政官、陸海軍々人、巡查、小學校教員、銀行會社員等合計一三、二九七夫婦に就て、先づ其の實數及百分率を掲ぐれば左の如くである。

之に依つてみると、無子夫婦及寡子夫婦は低額所得者に多く、高額所得者程子女數も増加してゐる。即ち五〇圓未満に於ては、無子夫婦及一子夫婦が六割六分以上を占め、二子以上を有する者は漸減して居り、五〇圓乃至百圓の所得階級に於ては一子が最も多く、二子、無子の順で、此の三者を以て全體の七割三分以上を占める。一〇〇圓以上一五〇圓未満の級に於て

は、二子を有する者が多く、一子、無子、三子の順で之に亞ぎ、右四者で全體の八割二分以上に達する。一五〇圓乃至二〇〇圓の級に於ても其の順位は變らないが、二子を有する者の比率は増大し、無子乃至三子の占むる割合は全體の八割三分以上を占める。二〇〇圓以上三〇〇圓未満の級と三〇〇圓以上の級に於ては、三子を有する夫婦が第一位を占め、二子、一子、無

子の順で之に亞ぎ、右四者の占むる割合は、三〇〇圓未満の級では、七割九分を、三〇〇圓以上の級では七割五分二厘を占める。無子乃至三子の占むる割合が、二〇〇圓以上の高額所得者に於て漸減してゐるのは、此の階級に於ては一方に四子以上を有の數する者の數が増加してきてゐるからである。

要するに都市俸給生活者に於ては、大多數がまだ妊孕期間中に屬する夫婦であるから、所得の増加は取も直さず一般に年齢の増加、即ち夫婦關係繼續期間が長くなつてゐることを意味する。このことは又從て子女數が正比例的に増加を來たしてゐることを示す所以である。

第四表 一般賃銀労働者に於ける所得階級別子女分布

収入階級	子女數		夫婦總數		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	實數	百分比	實數	百分比												
總數	15,948	100.00	3,146	3,455	2,773	2,401	1,954	1,215	653	269	70	11	1			
五〇圓未満	761	4.78	231	210	131	83	54	23	11	5	2	1	1			
五〇圓—一〇〇圓	11,542	72.43	2,315	2,665	2,050	1,677	1,364	828	423	176	39	5				
一〇〇圓—一五〇圓	3,143	19.71	480	472	513	407	331	311	190	80	26	5				
一五〇圓—二〇〇圓	50	0.31	50	41	31	37	24	23	16	4	1					
二〇〇圓—三〇〇圓	13	0.08	2	4	2	2	3	3	2	1						
三〇〇圓以上	1	0.006	1	1	1	1	1	1	1	1						
不詳	262	1.64	67	53	46	34	20	21	13	4	2	1				

十八歳未満の子女の分布

(ロ) 一般賃銀労働者

前記の動向は次の都市賃銀労働者に就ても、殆ど全く同様に現はれてゐる。唯異なるのは、夫々の所得階級に於て、俸給生活者の場合よりも常に有子或は多子者の占める割合が高いことである。例へば五〇圓未満に於ては、無子及一子夫婦の比率は労働者の方が低いのに對して、二子夫婦の割合は却て高く、又一〇〇圓乃至一五〇圓級に於て早くも三子を有する夫婦が最高となつてゐる如きである。尤も賃銀労働者に於ては、二〇〇圓以上の所得者は實數が極めて少ないから、此等を除外して考ふべきは云ふ迄もな

(ハ) 一般中小商工業者

中小商工業者(東京市及大阪市)の所得は、前記の如く直接之を調査せず、營業收益税(昭和十四年度)の納否、多寡に從て之を觀察することとし

第五表 一般中小商工業者に於ける所得階級別子女分布

納税額別	子女數	夫婦總數		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		實數	百分比											
總數	實數	五,五三七	一,一五四	1,008	1,011	九三一	六八一	四三二	二二四	八二	一七	六	一	
	百分比	100.00	20.81	18.34	18.19	16.84	13.33	7.64	3.87	1.48	0.31	0.11	0.01	
免稅者	實數	六〇九	一四九	一三一	一三二	八九	六三	二九	八	一一	—	—	—	
	百分比	100.00	24.47	21.35	21.01	14.46	10.34	4.76	1.31	1.81	—	—	—	
二五圓未滿	實數	八〇五	一七七	一五九	一六二	一二七	九四	五三	二二	一〇	—	—	—	
	百分比	100.00	23.23	19.75	20.13	15.78	11.68	6.58	2.73	1.24	—	—	—	
二五圓—五〇圓	實數	七九三	一四八	一五八	一六六	一二六	九八	五六	三四	四	—	—	—	
	百分比	100.00	18.66	19.93	20.93	15.89	12.36	7.06	4.29	0.50	—	—	—	
五〇圓以上	實數	二,六四四	四六七	四三七	四四七	四九七	三七一	二三四	一一五	五一	—	—	—	
	百分比	100.00	17.66	16.53	16.91	18.80	14.03	8.85	4.73	1.93	—	—	—	
不詳	實數	六七六	二二三	二二三	一〇八	九二	五五	五〇	二五	六	—	—	—	
	百分比	100.00	33.51	34.10	15.98	13.61	8.14	7.40	3.70	0.89	—	—	—	

右表によつて窺ふに、免稅者及二五圓未滿の納稅者、即ち小額收益(所得)者と推定せらるゝものは、無子或は二子以下の夫婦が壓倒的に多く、就中無子者が最も多い。之に對して五〇圓未滿の納稅者に於ては二子以下の夫婦が多いのは、同様であるが、此の中で一番多いのは二子夫婦であつて、一子及無子が之に續いてゐる。更に五〇圓以上の納稅者、即ち收益(所得)が比較的多いと認めらるゝ階級に於ては、三子が最も多く、無子、二子、一子の夫婦が之に順次してゐる。此のことは取も直さず、低額

收益者、即ち極小規模の商工業者には比較的若年の夫婦が多いこと、反對に高額收益者には比較的高年の夫婦が多いこと、換言すれば都市の中小商

たのである。總數は五、五二七夫婦であるが、此の内約一割二分は納稅の有無及多寡が不詳である。

工業者に於ても、俸給、賃銀勞働者と同様に、一般に年齢を高めるに従つて、收益(所得)が増大してくることを證するものであらう。

(二) 農村在住者

(イ) 農業者

農村在住者中農業者の夫婦二六、四九九の子女分布は左表の如くである。冒頭に斷つた通り、農村に就ては全夫婦を網羅したのであつて、一家にも二組以上の夫婦がある場合は、其の耕作的別を一夫婦に均分して記入されたのである。從て一夫婦當の耕作段別は必ずしも一家當の耕作段別ではないのである。

第六表 農業者に於ける耕作面積別子女分布

耕作段別	子女數		夫婦總數		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	實數	百分比	實數	百分比											
總數	26,499	100.00	7,943	100.00	4,209	3,968	3,590	2,923	1,984	1,197	509	149	24	3	
五段未滿	4,696	100.00	1,986	100.00	742	607	502	372	267	126	68	21	4	1	
五段	10,644	100.00	3,461	100.00	1,762	1,601	1,386	1,081	702	424	171	48	8		
一段	8,375	100.00	3,353	100.00	1,655	1,504	1,303	1,016	660	398	161	45	8		
一町	1,158	100.00	331	100.00	1,290	1,314	1,281	1,120	782	456	208	62	7		
二町	1,158	100.00	331	100.00	1,290	1,314	1,281	1,120	782	456	208	62	7		
三町	567	100.00	188	100.00	287	283	278	271	106	99	26	8	1		
三町以上	380	100.00	183	100.00	260	253	255	258	77	71	23	9	1		
地主	100.00	100.00	48.26	15.79	110.5	110.5	92.1	78.9	40.7	21.1	10.5	1	0.36	1	
不詳	67.9	100.00	22.3	11.6	11.3	11.3	8.4	7.2	3.9	3.0	0.9	1	0.36	2	

之に依て見ると、總數、五段未滿、一町未滿、二町未滿地主の部に於ては、常に無子を筆頭として、一子、二子、三子の順で低下してゐる。唯、二町以上三町未滿の耕作者に於ては無子が第一位を占めることは同様であるが、三子が、第二位、二子が第三位、四子が第四位、一子が第五位を占め、三町以上の耕作者では、三子が第一位を占め、一子が第二位、二子が第三位、四子が第四位、五子が第五位を占め、無子は第六位である。

右の様に大體に於て無子や寡子の夫婦が比較的多いのは、既述の様に、農村に就ては全夫婦を網羅した關係上、妊娠期間經過後の夫婦即ち、子女を有しても盡くが、或は一部が十八歳以上に達してゐる夫婦が少なくない

からである。就中五段未滿の耕作者と「地主」に無子夫婦が壓倒的に多く、殆ど半數近くに及んでゐるのは、恐らく五段未滿の耕作者中には、一家に數夫婦が存在し、従て一夫婦當段別が五段未滿となつた場合が多いと認められ、而して此等の中には當然高齡の夫婦が少からず存すると考へられる故であらう。又地主階級に於て同様の現象が見られるのは、元來該調査に於ては所謂地主の外に、所有地の大小を問はず、其の大部分を自ら耕作せずして、之を他人に貸付けてゐる場合、之を地主と記入せしめたのであるが、其のため自らの耕作能力を失つた老人夫婦が、此の場合「地主」として表章されたものが相當あるためと考へられる。

二町歩以上及三町歩以上の耕作者、即ち耕作規模、經營規模の比較的大なる農業者に於て、先掲の如く多少序列に變異を示してゐるのは、恰も此等の夫婦が働き盛りに相當し、從て十八歳未満の子女を比較的多く擁してゐるものと解することも出来よう。但し此等は實數が極めて僅少であるから、一概に結論するわけに行かないのは云ふ迄もなし。

(ロ) 俸給生活者及賃銀労働者

農村在住の俸給生活の夫婦數は三・二二三組、同じく賃銀労働の夫婦數は四・六六四組である。其の分布状態は第七表及第八表の如くであるが、労働者に於ては一五〇圓以上の所得者は僅少であり、又一五〇圓未満に於ける分布状態は、俸給生活者と大同小異であるから、茲には之を一併にして掲げる。

第七表 農村在住俸給生活者に於ける所得階級別子女分布

収入階級	子女數		夫婦總數	子女數										
	實數	百分比		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
總	3,223	100.00	662	545	613	560	359	223	130	76	28	11	4	2
五〇圓未満	653	100.00	149	126	124	91	60	49	27	14	10	2	1	1
五〇圓—一〇〇圓	1,351	100.00	254	233	239	238	159	104	63	39	11	7	3	1
一〇〇圓—一五〇圓	444	100.00	94	65	89	76	55	26	22	13	3	1	1	1
一五〇圓—二〇〇圓	162	100.00	32	32	37	33	14	9	3	1	1	1	1	1
二〇〇圓—三〇〇圓	184	100.00	34	39	40	34	21	10	3	2	1	1	1	1

の順で之に亞いでゐる。此の點で都市の場合と同様であるが、都市に於ては無子と一子で六割内外を占め、二子以上を有するものは極めて微少であるに拘はらず、農村に於ては二子、三子、四子のもも相當に存する。此傾向は、他の所得階級に就ても見られることであつて、此點からして吾等は農村俸給生活者が、年齢の向上に伴つて必ずしも俸給が増加しないことを想像出来よう。五〇圓以上一〇〇圓未満に於ても尙ほ無子者が比較的高いが、一子、二子、三子を有するものと何れも大した差はない。一五〇圓以上三〇〇圓未満のものに於ては、二子の夫婦が最も多く、無子、一子、三子の夫婦は大體同率である。更に、三〇〇圓以上に於ては無子と三子とが壓倒的に多いのは、斯かる所得者が、都市におけると同様相當年齢の高いことを示してゐるのである。

不	詳	實數	275	67	35	53	64	34	13	4	5									
		百分比	100.00	24.36	12.73	19.27	23.27	13.36	4.73	1.45	1.45	1.45	1.45	1.45	1.45	1.45	1.45	1.45	1.45	1.45
不	詳	實數	144	32	15	31	24	16	22	8	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
		百分比	100.00	22.54	10.42	21.53	16.67	11.11	8.33	5.56	1.45	1.45	1.45	1.45	1.45	1.45	1.45	1.45	1.45	1.45

第八表 農村在住賃銀労働者に於ける所得階級別子女分布

總	數	實數	464	978	803	708	661	522	380	303	183	93	27	6
		百分比	100.00	20.97	17.33	15.18	14.17	11.17	11.17	11.17	11.17	11.17	11.17	11.17
五〇圓未滿	實數	實數	225	479	372	336	310	258	195	144	110	76	57	11
		百分比	100.00	21.37	16.53	14.93	14.22	11.46	8.66	6.39	3.37	2.53	1.91	0.49
五〇圓—一〇〇圓	實數	實數	168	340	298	271	235	194	130	108	75	55	24	5
		百分比	100.00	20.33	17.73	16.11	13.97	11.53	7.73	6.43	4.46	3.30	1.93	0.30
一〇〇圓—一五〇圓	實數	實數	105	166	177	222	177	100	57	67	77	6	1	3
		百分比	100.00	15.24	16.19	20.95	16.19	9.53	5.71	6.67	5.71	0.95	2.86	
一五〇圓—二〇〇圓	實數	實數	18	36	33	33	22	22	22	22	22	22	22	22
		百分比	100.00	33.33	16.67	16.67	11.11	11.11	11.11	11.11	11.11	11.11	11.11	
二〇〇圓—三〇〇圓	實數	實數	7	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1
		百分比	100.00	14.29	14.29	14.29	28.57	14.29	28.57	28.57	28.57	28.57	28.57	
三〇〇圓以上	實數	實數	6	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		百分比	100.00	33.33	16.67	16.67	16.67	16.67	16.67	16.67	16.67	16.67	16.67	
不	詳	實數	594	134	113	75	85	56	45	44	23	21	8	1
		百分比	100.00	22.56	19.03	13.63	14.31	9.43	7.58	7.41	3.87	1.85	1.55	

(ハ) 商工業者

農村在住商工業者は四、〇〇七夫婦であるが、其約四割五分は納税の有無及税額が不明であり、判明してゐるものの約五割は免税者である。而して子女の分布状態に於て甚だ特異なのは、免税者に於ても、又各納税階級に於ても、總べて無子夫婦が壓倒的に多いことである。此の中免税者に

於ては、一子、二子、三子と遞減して居る點からして、大體若年者の夫婦の數が多いに依るものとも考へられるが、他の納税階級に於ては、無子者が何れも壓倒的に多いといふ以外に、一定の規則性を示してゐない。此のことは農村に於ける商工業者の収益が、年齢の高下に關係しないといふことを暗示するものであらう。

第九表 農村在住商工業者に於ける所得階級別子女分布

納税額別	子女數		夫		婦		總		總數
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	
總數	4007	100.00	1147	100.00	610	100.00	526	100.00	2388
	2823	70.45	1533	133.67	1418	133.67	1313	100.00	2826
免稅者	1105	100.00	355	100.00	195	100.00	165	100.00	870
	2946	266.61	1618	146.33	1353	123.23	1269	116.33	2733
二五圓未滿	550	100.00	155	100.00	80	100.00	66	100.00	351
	3181	578.36	1455	263.27	1636	204.50	1300	196.91	2527
二五圓—五〇圓	188	100.00	42	100.00	27	100.00	27	100.00	166
	3334	1773.40	2366	1259.04	1915	708.91	1436	521.09	2451
五〇圓以上	229	100.00	53	100.00	22	100.00	33	100.00	199
	1000	436.68	1004	1894.33	1734	788.18	1504	455.45	2671
不詳	1845	100.00	542	100.00	286	100.00	235	100.00	1101
	2938	159.68	1550	285.81	1306	456.64	1174	505.95	2876

第四餘言

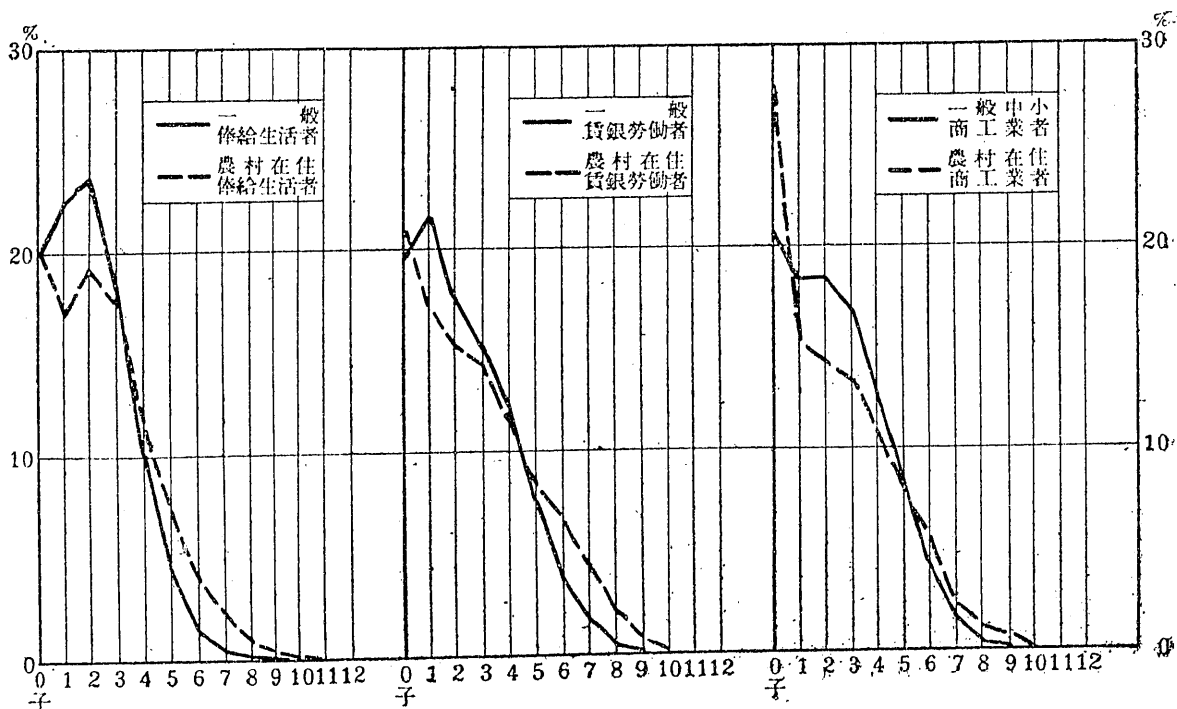
均しく俸給生活者、賃銀労働者及商工業者と云つても、都市と農村に於ては質的に甚だ相異して居ることは容易に想像される所である。従て夫々に於ける十八歳未滿の子女の分布状態も決して一樣ではない。其の状態及推測せらるゝ理由に就ては先に一言したが、今對照を明確ならしむるために、之を圖に描き示せば左の如くである。

又各職業者に於ける一夫婦當全子女數(但し出生後の死亡者を含む)と、

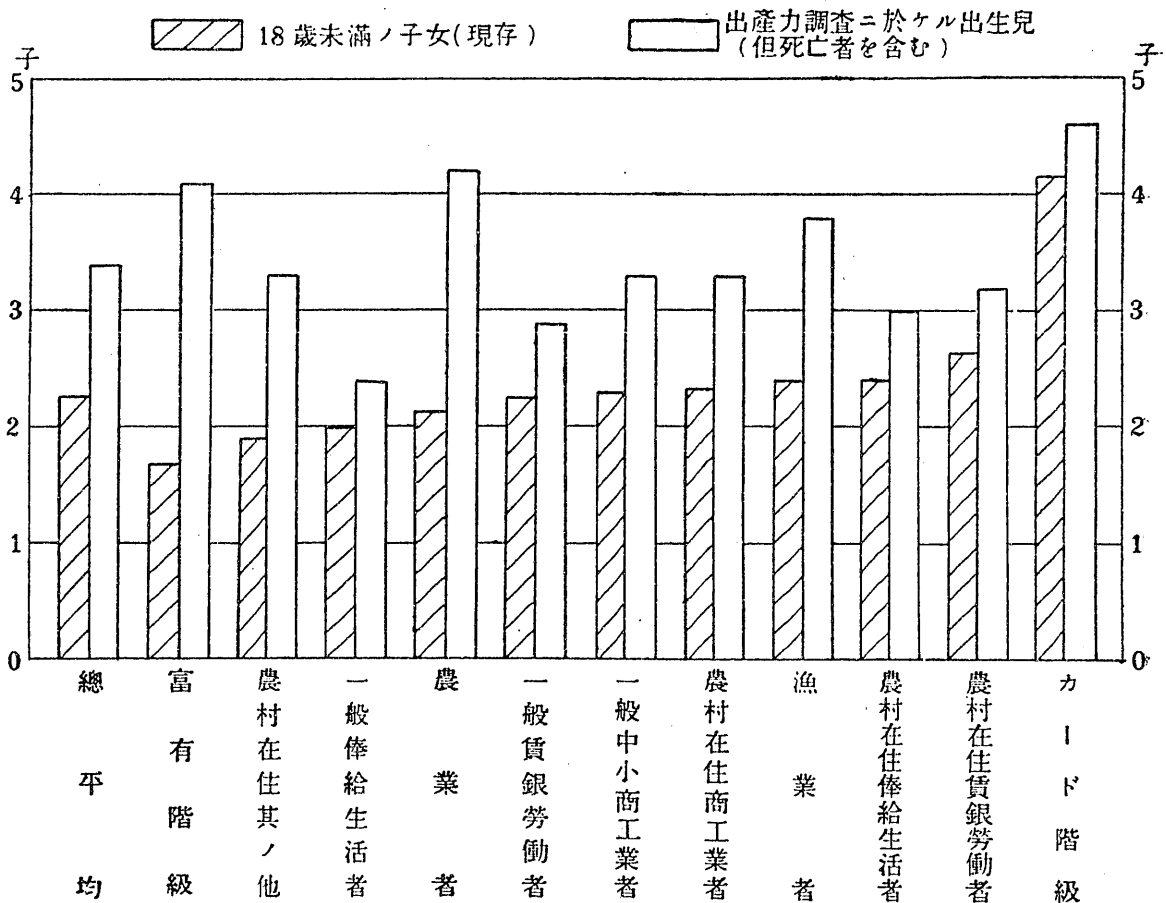
十八歳未滿の子女數との比較を圖示すれば次の如くであるが、其の差のなるものは云ふ迄もなく妊娠期間經過の夫婦、さもなくとも高年の夫婦の數が比較的多いことを示すものであり、其の差の小なるは大體其の反對のことを示すものである。唯カード階級に於て全子女の數も、又十八歳未滿の子女の數も、何れも他と比して甚だ高いのは本文に説明した様な理由があるためである。

都市及農村に於ける職業別子女數別夫婦の分布比較

十八歳未満の子女の分布



職業別に見たる一夫婦の平均子女數



英國の對印度植民政策（其の一）

島 村 俊 彦

英國の對印度植民政策目次

第一章 英國の寶庫印度

第二章 統治政策

第一節 分割統治政策

(一) 印度の人種

(二) 印度の言語

(三) 印度の宗教

(イ) 印度教

(ロ) 回教

(四) 回印兩教徒の相剋

(五) 英國の分割統治政策（以上第一分冊）

第二節 遷延政策

第三節 印度人に對する差別主義

第四節 暴力的彈壓政策

第三章 文化政策

第四章 經濟政策

第五章 對王侯國政策

第六章 對ビルマ政策

第七章 英國の對印政策への反抗としての國民運動の進展

第一章 英國の寶庫印度

「英吉利の王冠に鏤はめられたる最も光輝ある寶石」ともいはれ、或はまた「英吉利の寶庫」とも稱される印度は是等の形容の如く凡ゆる意味に於て、英吉利に對し魅力に充溢れたる存在である。

印度は歐洲、アフリカ、マレー、東亞諸地域及び濠洲、新西蘭等を結ぶ、交通、通商上の要衝たるのみならず、戰時に於ては印度洋、南太平洋更に近東、西南アジア、アフリカを制壓するための絶好の基地たるの條件を具備し、英帝國國防上極めて重要な地位を占めてゐる。

又印度は東西、南北とも延長二千哩、その面積は英本國の二十倍、日本全版圖の六倍といふ廣大なる地域を占め、その内極めて狭小なる佛領及び葡領の植民地を除けば、他は印度帝國であり、内五割五分は英領諸州、他の四割五分は印度王侯國によつて占められてゐる。印度は英吉利王を君主に戴く帝國であつて、所謂植民地とは異なるものとされてゐるが、然し其の實質に於て植民地たることに變りはない。尙ほ最近ビルマは行政上印度から分離されたことは周知の通りである。又セイロン島は印度の附屬島嶼と考へられ易いが、行政上は英國の直轄植民地であつて、英國植民省管轄下の知事によつて統治されてゐる。

印度北部のヒマラヤ山地、南部のデカン高原、この間にはインダス、ガンジスの二長河が貫流し、こゝに廣大肥沃なるインダス、ガンジスの兩平野が打開けてゐる。是等の地方は概して土質、氣温、濕度に恵まれ、世界屈指の農業地帯をなしてゐる。殊に氣候の多様性の結果として、農作物の

種類は極めて豊富である。

事情かくの如くであるから、自國內に既に農村を失つた英吉利としては、食料或は工業原料の供給地として印度に期待するところ極めて大であるのは當然である。

又印度の人口は實に老大である。一九三二年の國勢調査の結果によれば、印度の全人口數は三億五千萬餘であつた。一九四一年の調査の結果は恐らく四億に近い數を示すであらうと云はれてゐる。かゝる老大なる人口數を擁する印度が、英國商品の販賣市場として絶大なる價値を有することは謂ふまでもない。

試に印度の對外貿易に於て英本國の占める地位を見るに、印度の輸入總額中英本國の占めてゐる割合は前大戰以降減少したとはいへ尙ほ三割といふ數字を維持してゐる。また印度の輸出總額中、英本國向けは大戦以來稍増加し最近では三割四分程度に達してゐる。

英本國よりの主要輸入品は綿絲、綿製品、機械器具、鐵鋼、自動車、金物、羊毛製品等の工業製品であり、對英輸出の主たるものは皮革、茶、棉花、黃麻、黃麻製品、亞麻仁、採油種子、マンガン鑛等の主として工業原料品である。

更に之を英本國の側から見ると、英國の總輸出額中印度向けの割合は最近減少の傾向にあるとはいへ、然も尙ほ七、八分を占め、南阿聯邦に次ぐ重要な輸出市場である。

印度はまた英國の投資地として非常に重要な地位を占めてゐる。

一九三〇年末に於ける英國の海外投資總額は約三十七億磅と推定されてゐるが、その内英國の證券取引所に上場されてゐるものは約三十二億磅であつて、之を投資地別に見ると、英領への投資が六割以上の約二十億磅

英國の對印度植民政策(其の一)

で、この内印度及びセイロンへの投資額は約四億六千萬磅の巨額に達し、海外投資總額の一四%、英領投資額の二三%に相當してゐる。對印投資の對象として目星しいものは公債と鐵道事業で、兩者を合して三億五千萬磅、總額の七七%を占めてゐる。是等の對印投資が年々一億磅といふ莫大なる利潤をもたらすのであるから、印度は英國の資本投下地としても非常に重要性をもつことが理解されるのである。

更に印度は、こゝから多額の貢納金が上るといふ意味に於ても英國に取つて大なる價値を持つてゐる。

在印數萬の英國官吏の俸給、恩給等は總て印度の負擔で、本國は鏹一文も出してゐない。ところが在印英國官吏の俸給、恩給等の給與たるや法外な高額であるために、是等の負擔は印度に取つて非常な重荷になつてゐる。

一例としてボンベイ州知事に對する俸給其の他の給與を挙げれば、其の額は驚くべし六十五萬八千六百留比にも達するのである。また印度總督の年俸は約二十六萬ルーピーで合衆國大統領の約二十萬ルーピーに比し遙かに高給である。之の一例によつて見ても在印英國官吏が如何に高給を得てゐるか分る。その他任命の際の支度費、赴任旅費も莫大なもので、是等も總て印度の負擔で、英本國は一文も拂はない。英國官吏のかゝる不當な俸給は英本國が印度を非常に不健康な土地であり、また印度兵叛亂事件(一八五七年)の聯想によつて印度を危険な土地であると過信してゐるためであるといはれてゐるが、此問題は常に國民會議派以下の攻撃の的となつてゐる。

一ヶ年間に印度の支出する在印英國人官吏の俸給、恩給其の他の支出は三千萬磅といはれてゐる。

又國防費として印度の負擔する額は五億乃至六億ルーピーで總歲出の四

割以上を占めてゐる。その國防費なるものも、名目上はとにかく實質的には英國の印度支配を確保するための費用に過ぎず、而もその費用たるや半餓死状態の印度人の懐から搾り取るといふ残忍さである。皮肉な見方をすれば、印度人はその自由と獨立を失ふために骨身を削つてまで英本國に莫大な貢納金を奉つてゐることになる。

以上述べた以外に王侯國からの獻金があるから、之を加へれば年々英本國が收得する利益は莫大なるものである。

ヴァルガーの推算によれば一九二四—二五年に於て英國が印度から上げた利益は實に一億七千萬磅(約二十二億ルーピー)に達するといふことである。その内譯を示せば、在印英國人官吏に對する俸給、恩給其の他の三千万磅、投資利潤一億磅、商業上の利得一千五百萬磅、工業上の利得一千二百萬磅となつてゐる。英國の利得は今日に於ては戰時課税、強制寄附金等によつて寧ろ増加することも減少することはないと見られてゐる。

以上の如く英國の印度經營は全く割の良い商賣であつたし、一方英國は印度人の福祉といふやうなことについては殆ど何等の財力と精力を費やさずに済んだのであつたから、彼等の目から見れば、印度は正に「英吉利の王冠に鏤ばめられた最も光輝ある寶石」であつたに違ひない。

そこで英國が斯くの如き、寶石であり寶庫であるところの印度を失はざらんとして凡ゆる權謀術數を弄し、また弄するであらうことは容易に想像し得るところである。

十七世紀以來三百年餘に亙る英國の印度統治は時の流れと共に幾多の變遷を経來つてゐるけれども、然し是等に一貫した特徴を擧げるならば、先づ政治的には印度の植民地たることの永久的確保であり、經濟的には徹底的搾取であつた。

印度に於ける英國の統治が、その結果として印度に恩惠をもたらしたとしても、それは恰も卵を生ませるために鶏に餌を與へると同様、それは飽くまで偶然的副産物に過ぎない。印度に於ける英國の植民地經營は正に帝國主義的植民政策の典型といふべきであらう。以下章を分つて印度統治の具體的政策について述べることにする。

第二章 統治政策

英國の印度統治の根本方針は要するに印度をして永く英國の植民地たらしむることに存する。

この目的のために英國の採つた具體策は種々雑多であらうが、所謂分割統治政策、遷延政策、印度人に對する差別主義、暴力的壓迫政策こそは其等に一貫した顯著なる特徴であつて、是等を解明することによつて英國の印度統治方式の核心は把握し得るものと考へられる。以下節を分つて、是等の政策につき概説しよう。

第一節 分割統治政策

印度には幾つもの人種、言語、宗教が實際目に見えて存在する。そのために或る者は印度とは單なる地理的名稱に過ぎない。ベンゴール人、ラーデプト人、パンジャブ人、グヂェラト人、マラータ人、シーク人、パルシー人其等多くの民族はあるがインド人といふものはないと主張する。この見解は勿論正當でない。なる程印度の各民族が凡ゆる政治社會問題について種々異なる意見を抱いてゐることは事實である。然し彼等が英國人とは異なる何等かの共通の文化を有つてゐるといふ意識、この共同意識によつて一つの社會に結合されてゐるといふ自覺は印度人、印度國民の存在を主張する根據たり得るものである。かゝる共同の意識こそは、各種族社會

の特殊性を超越して統一的國民運動の温床となり得るのである。

され、印度が人種、言語、宗教其等の點より見て、誠に異質的諸要素より成立する複雑極まり無き社會たることは否定すべくもない。

分割統治政策とはかゝる印度民族の種族的宗教的、文化的複雑性を利用して、印度人の分裂抗争を激化せしめ、以て反英的な統一勢力の結成を阻止し、英國の印度支配を確保せんとする一連の統治方策を包含するものである。

右の分割統治政策について、之を具體的に述べるに先立ち、印度社會分裂抗争の素因たる、種族、言語、宗教について略述しよう。

第一項 印度の人種

印度の如く人種の複雑を極めてゐる處は尠い。其の人種に關しては諸説紛々として、いまだ一致を見るに至らないといふことである。

一口に印度人と云つても皮膚の色の白きものもあり、黒きものもあり、或は黄色、褐色を帯びた者もある。又身長も長大なるあり矮小なるあり、又鼻形にしても扁平なものもあり、短小なるものあり、細長なるものあり、鼻先の高いものもある。その他鬚髯の状態も濃淡種々様々であるといふ風に極めて多くの人種的特徴が見られる。

印度の原住民或は最古の土著民はマレー、スマトラ方面の種族に近似せるものであつたらしく、この原住民は西方からはアリアン、スキシアン、パタン、モガール、東北からは蒙古、ビルマの諸民族の侵入を受け、それらとの混血の結果現在の諸種族が出来たといふことである。

Sir Henry Risley は印度人を次の七種族に大別してゐる。

一、ドラヴィダ型 Dravidians

二、蒙古型 Mongoloid

英國の對印度植民政策(其の一)

一、印度アリア族 Indo-Aryans

一、トルコ・イラン族 Turko-Iranians

一、蒙古ドラヴィタ族 Mongolo-Dravidians

一、アリオ・ドラヴィタ族 Aryo-Dravidians

一、スキト・ドラヴィダ族 Sxytho-Dravidians

以上各種族の居住地及體質的特徴については茲には述べない。こゝでは單に之等の種族は更に數十の種族に區分され極めて雑多な構成をなして居り、印度の國民的統一に對して非常なる障害となつてゐることを指摘するに止めよう。

第二項 印度の言語

印度の種族が雑多であると同様に、其の言語も亦頗る多種多様である。

現今印度に於て使用されてゐる言語の數は實に二百二十五種の多きに及んでゐる。之に方言を入れれば其の數は非常なる多數に上るといふ。地方郵便局で使用を公認してゐるものだけでも七十餘種に達するといふことである。

印度の言語は恰も歐洲大陸に英語、獨逸語、佛蘭西語等々の多數の言語があるのと類似して居り、印度の大部分で話が通ずるためには、歐洲にある國語の數程言語を知らなければならぬといふ状態である。英語は印度の法定語とされてゐるが、それは亦知識階級の意思疏通の手段、謂はば國際語の機能を營んでゐるといふ奇妙な現象を呈してゐる。印度人にして英語を解するものは四百三十萬、即ち人口一萬につき男子二二人、女子二八人の割であるといふ。中央、地方の議會に於ては英語が公用語とされてゐるが、國民會議さへ英語で行はれるといふ有様である。

印度語の内で最も廣く用ひられてゐるのはヒンドスタニー語で、全人口

の三分の一以上が之を用ひてをり、地方により多少の訛はあるが大體印度の標準語と見做されてゐる。

凡て民族の統一には意思の疏通手段たる言語の同一性が最も必要であることは云ふまでもなく、印度の言語の複雑性は人種の複雑性と共に印度の民族的統一を妨ぐる因子であるといはなければならぬ。言語の方面に於て印度人の意思疏通、民族運動の展開に役立つたものは皮肉にも英語であつたのである。

然し最近ガンヂーを中心として、ヒンドスター語を中心として作られた印度共通語、印度文字の普及統一を計らんとする運動が生じてゐるといふことである。

第三項 印度の宗教

他の諸國に於ける宗教が單なる宗教たるに反し、印度に於ける宗教は政治、社會、文化、思想等の凡ゆる分野に亘つて、民衆の一切の生活の根源として絶大なる影響力を有してゐるといふことは實に顯著なる事實である。かかる宗教的支配力の絶大さはその内容の迷信的排他的なると共に、全印度社會を極度に分裂混亂せしめてゐるものであつて、印度問題を考察するに當つては宗教は人種、言語その他の如何なる要素にも増して非常なる重要性を有してゐるのである。

以下項を分つて印度宗教殊に印度教と回教の概況を述べよう。

印度の宗教は印度原住民の間に發達した宗教、アーリア系のもの、セム系のもの、是等の混合せるもの等ありて其の種類は極めて多數に達してゐるが教徒數の上から主なるものを挙げれば左の七つである(一九三一年調査)。

回教	七、六七七	二、三・一六
原始教	八、二八〇	二・三六
基督教	六、二九六	一・七九
シク教	四、三三五	一・二四
耆那教	一、二五二	〇・三六
拜火教	一〇九	〇・〇三

右の如く印度教と回教は印度の二大宗教であつて、兩教徒を合せば總人口の九割以上に達する。

印度教徒は主として印度の中部と南部とに多く殊にマドラス州の如きは人口の八九%までは印度教徒である。回教徒が優勢を示してゐる地方はインドス河以西とベンゴール州である。

印度の宗教と政治問題、社會問題或は英國の分割統治政策との關係に於て最も重要なものは印度教徒と回教徒の相剋である。即ち各宗教中印度教徒と回教徒との反目暗闘は最も著しく、屢々、宗教的政治的闘争が表面化して多數の死傷者を出すといふ状態で、兩者の摩擦軋轢は印度の國民的統一の一大障碍となつて居り、英國の分割統治政策は正に印度のこの弱點につけ込んだものであり、回印兩教徒の争闘こそ印度獨立上の痛をなしてゐるのである。

此間の事情を明かにするため以下印度教、回教について、その教理、儀式、慣習につき概説しよう。

(イ) 印度教

印度教徒は今日に於ては幾多の分派があるが其の起源は約三千五百年前中央亞細亞よりインドス平原に侵入したアーリア族の宗教にあるといはれてゐる。このアーリア族の宗教は一種の自然崇拜教であつて、崇拜の對象は太陽、月、火、風、雷を初めとしてソーマ酒釀造の原料ソーマの崇拜に

印度教 教徒數(千人) 總人口に對する百分比
 一三九、一九五 六八・二四%

至るまで無数の神を信じてゐたといふ。アーリア族は是等の神々に果實や菓子を供へ、或は牛、仔牛、馬などを犠牲となし、又祈禱、讚美を捧げた。

然るに其後アーリア人が漸次原住ドラヴィダ族を驅逐してガンヂス平原に侵入した頃には最初の信仰や風俗習慣に變化を來し、こゝに婆羅門教の思想が生ずるに至つた。

婆羅門教の教理に従へば、宇宙の萬物は至高の梵天より生じ、萬物は凡て梵天の靈を有し、是等の靈は絶えず輪廻し、良き靈は神、聖人の體に宿り、不良の靈は大の如き不純なる動物に宿り、それは更に輪廻して遂に梵天に復歸する。之に要する期間は二千四百萬年に達するといはれて居る。

婆羅門教の教理は最初の内は比較的單純であり、儀式等も餘り嚴格ではなかつたが、後になると祈禱、供物、宣誓、齋戒、沐浴などの儀式が定められ、また被服、裝飾、起居動作、飲食等日常生活の瑣事に至るまで嚴格な規則を受けた。大衆はかゝる律戒儀式を嚴守する閑暇も餘裕もなく従つてかゝる教を歓迎しなかつた。

かくて佛教は婆羅門教に對する反動として生れることになつた(紀元前五世紀)。佛教は阿育大帝(前二七二—二三二)の時代に國教として一時全印度に勢力を振ひ、佛教最盛時代を現出した。それに應じ婆羅門教は自然に衰微した。後佛教は印度で衰へ、西藏、ビルマ、支那に傳はり、八一〇世紀には佛教は印度から完全に驅逐された。一方婆羅門教は西紀四—六世紀に再び勢力を盛返し、佛教思想を採入れると共に從來の動植物崇拜をもとり入れ、こゝに婆羅門教は印度教として復活するに至つたのである。

印度教は婆羅門教の教理の一部と印度の古史詩、神話的傳説を織込んだ複雑怪奇な宗教で信仰の對象は動物、木石、生殖器の靈にまで及び、神々

の數は三億にも上るといふ。かゝる雜然たる宗教であるから、専門の學者と雖も印度教の内容を統一的に説明することは不可能であるといふことである。或る學者は印度教を以て「一切の迷信、精靈と幽鬼、半神神たる聖者、家族神、部族神、宇宙神、及びそれらのために建立された無数の寺院殿堂の混沌たる集積」と評してゐるのを見ても、それが如何に複雑怪奇なものであるかゞ想像される。

印度教は宗教であると共に、その教理、カスト、人種、言語、歴史より成立する一箇の社會組織であるといはれ、印度教とは印度の社會組織の別名であるといはれるのも之がためである。印度教を述ぶるに當つては印度教のカスト、不可觸賤民を見逃す譯には行かない。是等は孰れも大きな研究題目であつて、茲で詳述することは不可能である。こゝでは單にその概要を述ぶるに止める。

カスト(Caste)は本來ポルトガル語で種姓又は階級を意味する言葉であるといふ。我國では普通、種姓制度、身分制度、姓階制度、種姓階級制度などと譯されてゐるが、要するに身分、職業が世襲的に固定してゐるところの社會階級制度である。我國に於ても封建時代には士農工商及び穢多なる階級があつたことは我々の熟知せる處である。歐洲諸國に於ても中世時代にはこの種の制度が存在してゐたのであるが、今日に於ても尙ほかゝる制度の存在するは印度以外には見當らない。

印度のカストは法律上の制度ではなく、一種の社會慣習に過ぎないのであるが、其の影響力は實に偉大なもので、印度人社會は正にこの基礎の上に立つてゐるものといひ得るのである。印度教徒中には種姓制度の全廢を唱へるものもあるが、かゝる制度を存続せんとするものが一大勢力を有し、この制度を打破するといふが如きは非常な困難事であるといはれてゐる。

る。勿論今日の階級制度は昔日の如き嚴格さを維持し得なくなつて來てゐるといふことである。

カストの起源については必ずしも學說の一致を見てゐないやうであるが、一説によれば今より三、四千年前アーリア族が中央亞細亞より印度西北國境を越えてインダス平原に侵入し、更に先住のドラヴィダ人を驅逐して漸次ガンデス平原に定住する頃に完成したもので、最初はアーリア族の血の純潔と文化の清純を保持するためにドラヴィダ人を除外して自ら婆羅門(Brahman)、刹帝利(Kshatriya)、吠舍(Vaisya)の三階級を組織し、被征服民たるドラヴィダ人を首陀羅(Sudra)として賤業階級として四種の種姓制度を樹立したものであるといふ。

婆羅門は僧侶の階級、刹帝利は武士の階級、吠舍は商人、實業家の階級、首陀羅は農奴、奴婢の階級、奴隸階級とされてゐた。

以上の四種姓階級の外に、今日其の數五千萬餘といはれる不可觸賤民(英語では Untouchables, Depressed Classes, Scheduled Castes 等)といはれ、ガンヂーは之をハリジヤン(Harijan)と呼んでゐる(がある)が、之はカストに含まれず、所謂穢多の階級で首陀羅の下位にある。

婆羅門以下首陀羅の四階級の區別は婆羅門教時代には頗る嚴格で、他階級との間の結婚及び職業の混同を許さず、その身分、職業は出生と共に決定されてゐたのである。

然るに後世文化の發展に伴ひ、社會的分業を生じ、従つて職業も夥しき分化を來し、且それ等の職業は世襲とせられてゐたために、同一階級内に於ても職業の高低により無數の副階級を生じた。また紀元四一六世紀にかけて、印度に侵入したペルシヤ人、トルコ人、蒙古人、ギリシヤ人の子孫はやがて印度化されて婆羅門、刹帝利階級に編入されたが、これ等は人種

の相違に基いて自ら別個の副カストを形成した。かゝる事情によつて今日カストの數は數千にも及ぶといふことである。

是等のカストは何れも共通の保護神を戴き、また互に結婚せず、飲食を共にせず、各、共通の儀禮や共通の社會的規律の下に獨立的な身分職業社會を形成して、各自の階級を恰も單一人種の社會の如く信じてゐるのである。かゝる状態であるから、今日全印度人口の六八%を占むる印度教徒の大同團結が出来ないのも當然である。

現在婆羅門に屬するものは人口の八%に過ぎないが、僧侶を初め、法律家、教育家、技術家、醫者の外地主或は農民となることも認められ、また特殊の經濟的理由があれば、小作人、料理人、兵士になることも認められてゐる。これ以外の職業に従事するならば、たちまち其の階級より脱落することになる。今日官吏の三分の一はこの階級の出であり、印度社會の支配的實權を握つてゐるのはこの階級である。

刹帝利はその分派最も多數で、多くのものは實業方面の職業或は農村に於ける地主として婆羅門と共に印度の上流階級をなしてゐる。都市では菓子、香料、理髮等の清潔とされる職業に従事してゐる。

吠舍階級は非常に多くの副階級を有するが、古來の農業、商工の系統をひき、今日經濟界に根強い勢力を有し、大實業家階級はこのカストから出てゐるといふ。この他この階級は、農業或は比較的清淨な職業に従つてゐる。首陀羅階級は主として上述の諸階級に使傭され、また下賤汚穢とせられる製革や掃除等の業務に従事してゐる。

最後に不可觸賤民はカスト外の穢多階級で首陀羅の下位にある。彼等は特殊部落に居住し慘めな生活を送つてゐる。彼等の觸れるものは一切不淨とせられ、一般階級の使用する公共用井戸には接近することさへ許され

ず、また子弟を公共の學校へ入學せしむることも禁ぜられてゐる。また印度教徒といふことになつてゐながら寺院へ入ることも出来ない。若し婆羅門姓の者が近付いて來るときは走つて身を隠し、道を轉じなければならぬ。この下可觸賤民階級のものには經濟的にも最下層で大部分住むに家なく、食すべき食物もないといふ状態といはれてゐる。

尙ほ序に述べるが、階級の區別は帽子や顔面に印した種々の表彰、所謂カスト・マークによつて容易に識別されるといふことである。

最近不可觸賤民の階級中より水平運動が起り、政治的、社會的自由の獲得を要求するに至つてゐるといふ。又回教徒聯盟の提唱する所謂パキスタン案(回教國建設案)を支持すると共に不可觸賤民自身に對しても一つの獨立的領土を要求してゐるといふことである。

カストについては述べべきことが多々あるが茲では總て省略し、最後にカストなる社會制度が印度教徒の日常生活の上に如何なる形をとつて現れてゐるかの一例を述べよう。

例へば家庭の家事使用人の仕事について見れば、其等は總てカスト別の分業になつて居り、コックが第一位、食堂ボーイが之に次ぎ、家内掃除はハマールといふ階級のものができることになつてゐる。便所や庭の掃除は最下位たるメーターの仕事となつてゐる。メーターは如何に勤勉に働いてもハマールに昇格することは出来ず、ハマールはまた食堂ボーイになることは絶體に出来ない。

かゝる社會制度の下に於ては、人々が向上の慾望を失ふことは當然であり、國家社會の進展も期せられないことは明白である。

また職業の嚴守といふことは一面専門的技術の上達といふ利益はあるにしても、他國ならば一人で出来る仕事に數人を必要とするのみでなく、一

人の仕事の分量が減ずる結果、彼等是一日の大部分を無爲に過すといふことになり、このために印度の勞働能率は人口の割に非常に低いといふ結果となるのである。

(ロ) 回教

回教は印度にとつては外來宗教である。回教の印度侵入は七一八世紀の頃でモハメットの死後間もなくのことであつた。其の後侵入は頻々として繰返されたが、回教徒が實際に印度を征服したのは十三世紀の初期で、最初の印度回教王朝たる奴隸王朝を初めとして幾多の王朝が創始された。以來十五世紀までは回教徒の印度掠奪は絶え間なく行はれたが十六世紀に入り元の帖木兒五世の孫バールバールの侵寇により北印度全部は其の支配下に置かれるに至つた。これ即ちモガール帝國である。

バールバールの孫アクバールの時代即ち十六世中葉より十七世紀の初期にかけてモガール帝國の最盛期を迎へることとなつた。帝は努めて寛容の態度を以て印度教徒に臨み、これが融和に成功したのであつたが後に熱狂的回教徒たる第六世オーランゼブ帝の時代に至つて再び印度教徒虐待の政策を採つたので、印度教徒の蹶起となり、こゝに回教徒と印度教徒の争闘の時代を現出するに至つたのである。

其の虚に乗じて英人の印度攻略となり、遂に今日の英國統治時代となつたのである。

回教は教理、或は儀式、慣習等に於て印度教と全く對蹠的である。回教は一神教にしてアラアの外に神なしとして印度教の多神主義、偶像禮拜主義を排撃すると共に、印度教のカストに反對し、無差別平等主義を唱へた。回教は本來非常に侵略的、傳導的宗教であり、それは劍を以て多くの信者を作つた。印度教徒中にはその壓迫によつて回教に改宗せるものもあ

り、また印度教徒のカスト外に置かれた不可觸賤民中には回教の無差別平等主義にひかれて回教に改宗せるものもあることは先に述べた通りである。

第四項 回印兩教徒の相剋

前項に述べた通り、回教徒は永く支配者として印度教徒に臨んでゐたのであるが、かゝる歴史的因縁は教理、儀式、慣習等の根本的相違と相俟つて回印兩教徒の間に深い溝を作つてゐるのである。回印兩教徒の間の精神的隔りが如何に甚だしいものであるかは、モリソンの次の如き言葉によつて想像することが出来やう。都市に於ては回印兩教徒は別々の地域に住ぶ傾向がある。これは宗教、慣習を同じうする人々の共同觀念を鞏固にするためであるが、モリソンに従へば「是等の兩教徒の間には歐洲に於ける二國家以上の隔りがある。それは全く異なつた、しかも仇敵の間柄にある國民を想起せしめる。獨佛の兩國は仇敵國家の代表的なものであるが、それでも佛蘭西人は獨逸へ行つて獨逸人の家に寄寓し、起居、食事を共にし一緒に禮拜所に行くことが出来る。然し回教徒と印度教徒の家庭はそれが絶対に出来なう」のである。

回教徒と印度教徒との離反が如何に甚だしいものであるかを完全に理解するためには、兩教徒の交渉の歴史、宗教そのものの相違、宗教上の儀式の相違、風俗習慣の相違等について研究することが必要である。然し是等の問題に深入りすることは本文の目的から外れることになるので、茲では回印兩教徒相剋の一原として屢、引合ひに出される二、三宗教上の儀式の相違について述ぶるに止めよう。

印度教徒は牝牛を神聖視し、之を屠殺する如きは重大なる罪惡であると考へてゐる。然るに回教徒は宗教上の犠牲として牝牛の屠殺を盛んに行

ふ。回教徒が生贄として牝牛を捧げるのは、それが廉くつたためであつて、必ずしも牝牛に限つた譯ではない。それはとにかく、回教の祭日には特別の警戒が行はれるのであるが、この牝牛屠殺の件が屢、兩教徒衝突の種となり、多數の死傷者を出すことも珍しくないといふ。

又印度教徒は宗教上の儀式に盛んに鐘を叩き、音楽を奏し、歌を謡ふのであるが、回教は禮拜の時は音楽を嚴禁してゐる。そこで印度教徒の行列が騒々しい音を立て、回教寺院の前を祈禱時に通過すると必ず一悶著起し、時にはそれが擴大して一大殺傷事件にまで發展するのである。

また賑かな印度教の春の祭、ホリイ祭は屢、回印兩教徒衝突の原因になる。この祭日には綺麗に着飾つた印度教徒が何時も色水を掛け合つて喜ぶ習慣があるが、この折、見物に現れた回教徒にうっかり掛つて、回印騒動の原因になるといふことがよくあるといふ。

右の二、三の例は我々の目から見れば孰れも些細な問題であるが、かゝる些細な問題も、そのよつて來たる處は遠く深いのであらう。

要するに回教徒と印度教徒との交渉の歴史が兩者を分つ大きな原因と考へられる。印度教徒の目から見れば回教徒は外國人であるから、彼等をもその故郷に追放しなければならぬであらうし、又印度は印度教徒が多數を占めてゐるから印度教徒が支配者の地位に立つのが當然であると考へるのである。

又回教徒の側では、自身を神の選んだ人種と考へ、その宗教上の理想達成のために印度教を信仰するものと戦はなければならぬと考へるのである。かゝる見解の相違が兩者の間に大なる溝渠を作つてゐるのである。

更にまた兩者の間に結婚が嫌忌されてゐること、食事を共にしないこと、言語、文字を異にすること、學校教育の種族主義、指導者の無知、偏

見は兩者の融和を妨げることを著しい。

第五項 英國の分割統治政策

以上第一乃至第四項にわたつて印度の人種、言語、宗教其の他の點について概説を試みたのであるが、この簡単な展望を以てしても、印度が如何に複雑な社會であるかを知るに足るであらう。

複雑なる人種構成、亂雜を極めた言語、錯雜せる宗教、印度教に於ける無數のカスト等は事實印度をして無數の排他的、獨立的社會に分裂せしめてゐるのである。かゝる状態では印度の獨立運動が發展し切らないのも無理からぬことと考へられるのである。

然しながら是等無數の獨立的社會の存在が一國家としての印度の分裂の素因たることは疑ひの餘地なきも、さればとて是等無數の社會が互に争鬭を事とせねばならぬといふことはないのであらう。

何となればカシミールでは君主は印度教徒であるに拘らず住民は回教徒の方が多く、反對にハイデラバードでは君主は回教徒であるが住民の大多數は印度教徒である。然も極めて最近まで王侯國間に於ては共同體抗争は殆ど見られず、回印兩教徒は和平のうちに生活し來つたからである。

印度社會の分裂性に誘因を與へ、之を激發せしめられたるものは正に英國の傳統的 policy たる分割して統治する (Divide and rule) の方策であると考へなければならぬ。

英國の分割統治政策の目的とするところは要するに印度民族の種族的、宗教的、文化的錯雜性、分裂性を利用して、内部的鬭争を誘發、激化せしめ、反英的な國民的統一勢力の結成を抑制し、以て英國の印度支配を永久化せんとするにあり、いはゆる夷を以て夷を制するの策であると云ひうるであらう。以下二、三の具體例について概説しよう。

印度の民族的統一、殊に人口の九割以上を占めてゐる回印兩教徒の融合

一致を妨げてゐる最も有力なる要素が、宗教を中心とした種族、言語、歴史、傳統等の相違に基づく社會組織の對蹠性にあることを考へるならば英國がこの點に目を付けることは至極當然である。従つて英國の分割統治政策は主として宗教的不一致、殊に回印兩教徒の分裂抗争の誘發激化に向けられたのである。勿論分割統治政策は宗教以外の、例へば文化的部面、經濟的部面に於ても採用されたのである。例へばビルマの分離は後者の一例であり、教育制度、官吏任用の資格に關する政策等は前者の一例である。是等の點についてはそれ／＼の項に於て述べる機會があらう。

そも／＼分離統治政策の採用を英國政府に奨めた最初のものは一八二一年の *Asiatic Journal* にカルナテイカスの署名で發表された一論文であるといはれてゐる。その論文は「分離統治こそ我々の印度統治のモットウでなければならぬ」と主張し、これに續いてコール中尉が「我々の努力は異なる宗教、民族間に現存せる分裂状態を全力を擧げて強化することであり、これを解決することであつてはならない」と述べてゐる。この分離統治政策が行はれたのは十九世紀の中頃からであつて、最初は専ら回教徒の壓迫に向けられた。といふのは當時モガール帝國の潰滅は回教徒そのものの轉落をもたらししたのであるが、英國によつて政治的霸權を奪はれた回教徒は反抗を以て之に報いたからである。

一八四二―四四年總督たりしエレンボローは次の如く述べてゐる。「余にはこの民族(回教徒)が本質的に我々に敵意を抱くといふ事實に眼を蔽ふことは出来ない。従つて我々の眞の政策は印度教徒との和を獲得することになければならない」と。

之より先きオークランド總督(一八三六―四二年)は從來用ひられてゐた公用語を廢止し、英語を以て之に代へた。印度教徒としてはペルシャ語を學ぶ代りに英語を學べばよかつたのでさしたる苦痛を感じず、競つて英國

管理下の學校に入學した。回教徒としては英國に對する反感もあり、また英國の學校經營方針が回教徒無視の態度をとり、主として英語とヒンヅ語による歐風教育を行つたので、回教徒はその子弟を英國經營の學校に入れる事を忌避し、独自の教育方針を堅持した。

次いで一八四四年總督ハーディング(一八四四—四七年)は英國流の教育を受けたものに社會的地位の優先權を與へる旨の聲明をなすに至つた。かくて回教徒はその習得せる英語によつて漸次政府の役人の地位を獨占するに至つた。回教徒は之とは逆に政府の官吏の地位から除外され悲運に沈吟するに至つた。また從來免税の特權を有してゐた回教徒の學校或は名家等は英國の新統治によつて悉くその特典を剝奪され、數千の名門が没落し、多數の學校は閉鎖され、その結果回教徒は經濟的にも著しく衰退せざるを得なかつた。

殊に一八五七年のセポイの叛亂(土民兵の叛亂であつて、印度に於ける英國の植民地的支配に對する最初の民族の一大抗争であつた)には印度教徒も參加してゐたが、その中心勢力が回教徒の土民兵であつたので、これが有力な回教徒壓迫の口實を英國に與へた。かくて回教徒は一段と迫害されます。窮迫するに至つた。

一方文化、經濟の分野に於て有勢を示して來た印度教徒は、やがて回教徒侵略以前の印度教文化の復興を志すに至り、之がひいては民族獨立運動にまで發展する勢を示すに至つたので、英國は對回教徒態度を改め、之に懷柔策を施し以て印度教徒を牽制せんとした。

十九世紀の後半に於て英國は突如として回教徒を意味する少數民族の保護を宣言するに至つた。こゝに於て回教徒も英國側と妥協し、一八七五年には從來拒否し續けて來た英國流の教育を承認した。一九〇五年のベンゴール州分割令は回教徒に對する英國の迎合であつて、要するに回教徒と印度

教徒とを二分することによつて東ベンゴールに於ける回教勢力の成長を援助し以てヒンヅ社會の勢力を抑制せんとしたものであつた。ベンゴール分割令を契機として從來高まりつゝあつた印度教徒の政治的不滿は遂に爆發し、テロと一揆に發展し、全印度に互つてスワデシ運動(Swadeshi. 國産品愛用運動)が展開された。遂に英國もこの強硬策を斷念し、一九一二年の印度統治法に於てベンゴール分割令の取消しをなすに至つた。之が同地方の回教徒の不滿を買つたことは云ふまでもないが、不穩行動が法律を改廢し得るといふ確信を印度民衆に植付けたといふことは極めて大きな意義をもつてゐる。當時回教徒の間に「爆彈なくして恩典なし」(No Bombs, no Favors)といふ皮肉な洒落が流行したといふ。

次に政府の密使が回教徒社會に派遣され、イスラムの復興のために回教徒は急遽蹶起しヒンヅ勢力を打倒することを使喚した。ために回教徒の蜂起となり、一時ヒンヅ教徒の恐怖時代を現出したといふ。

また回教徒は一九〇九年の所謂モーレー・ミント改革によつて分離選舉制を獲得し、ヒンヅ勢力に對抗するための政治的保障を得た。

即ち一九〇九年十一月の施行令(一九〇九年の印度參事會條令に對する)は宗教、經濟、其の他の特殊利害關係に基づく選舉制を規定し、中央の立法參事會にも大地主、商業會議所、大學、回教徒からの選舉制が規定せられた。而して宗教關係で選舉制を認められたのは回教徒のみで、特に其の選舉方法は直接選舉制であり、他の團體については間接選舉制が採用されたといふ事は印度法制史上に於ける回印兩教徒の分割政策の最初の現れとして極めて重要なものと云はなければならぬ。

其の後世界大戰に於て英國が回教宗家たるトルコ帝國を攻撃せるため、英國と回教徒との關係は惡化し、一九一九年にガンヂーの提唱で第一次非協力運動が採用された時には、回教徒と國民會議派(國民會議派は印度教

徒を最も多く擁し、印度教徒を母體とする政治團體である」との共同戦線が結成されたが、それも前後八ヶ年にして崩解し、以後兩者の關係は悪化するばかりであつた。一九四〇年に至り回教徒聯盟（印度教徒に對する回教徒の立場を擁護せんとして結成され、回教徒の主張を代表する最有力な政黨である）總裁ジンナーは印度總督に對し所謂「キースタン案を正式に通告するに至り、回印兩者の決裂は最早最終段階にあるを思はしめる。尙ほ「キースタン案とは回教徒の多く住む西北國境、カシミール、ベンゴール、アツサム等の諸州を聯盟の獨立運動を行ふ地域に指定し、この地方に於ける會議派運動を禁止すると共に首府をラホールに置かんとするもので、回教國建設を提案せるものである。

更に一九三五年印度統治法の中央立法議會に於ける議員の構成を検討するに、上院に於ては議席英領印度一五六名、王侯國一〇四名以下で、英領印度は六名の總督任命議員を除けば、人民の直接選舉によるものは残り一五〇名である。その内一般議席七五（印度教徒代表に對する議席）、不可觸賤民六、シーク教四（但、パンジヤブ州）、回教徒四九、婦人六、英國人七、印度基督教徒二、アングロ・インディアン一となつて居り、下院に於ては議員數、英領印度二五〇名、王侯國一二五名以下であるが、英領印度の議席は一般一〇五名（内一九は不可觸賤民に割當て）、シーク教六、回教徒八二、アングロ・インディアン四、英國人八、印度基督教徒八、商工代表一、地主代表七、勞働代表一〇、婦人九、合計二五〇名である。

之等議員の割當てを検討するに、人口に於て印度總人口の二五%を占めるに過ぎない王侯國に對し上院で四〇%、下院で三三%の議席を與へ、また人口の二三%を占むるに過ぎない回教徒に對し、上院三三%、下院三二%の議席を與へてゐるに反し、全人口の六八%を占むる印度教徒に對しては兩院とも僅かに三割程度しか與へてゐない。之印度教徒を壓迫し、回教徒

を擁護し、又保守的勢力たる王侯國を援助して、以て國民會議派の獨立運動を牽制せんとするものであることは言はずして明かである。

また選舉方法として宗教別其の他の團體選舉制をとることも種族的、宗教的其の他の對立觀念を助長し、以て印度人の國民的團結を妨得せんとする意圖に出づるものである。

回印兩教徒の間に於て、極めて些細なことをきつかけとして紛争が生ずること極めて屢々で殆ど年中行事の觀があるといふことについては既に述べた通りであるが、是等の鬭争の原因が何時も曖昧であるといふことがまは是等の事件に共通の特徴である。しかし是等の事件を詳細に調べて見ると、その正體を正確に握み得ないに反し、かゝる事件を誠しやかに傳へるデマ宣傳が非常に大きな役割を果してゐるといふことを認めざるを得ないといふことである。かくて回印兩教徒の鬭争の背後には英國側の巧妙なる謀略が潜んでゐるといふことは疑ふ餘地はない。

根も葉もない出來事や些細な回印兩教徒の衝突はたちまち英國のデマ宣傳の材料として利用され、無知な民衆はそれを信じ、遂に宗教鬭争としてたちまち各地に波及し、大事に至るのである。かくの如く回印兩教徒の衝突の多くは、宗教社會に適用された英國側の分割統治政策によつて誘發激化され、それは再び兩教徒衝突の素因として作用するものと云ひ得るのである。

回印兩教徒の衝突事件に對する英國側の取締は極めて手温るく、果して之を防止する意思を有するや否やを疑はしむるといふことであるが、けだし當然のことであらう。また停車場の水飲場、列車食堂等は回印兩教徒によつて夫々別にしてあるが、是等も兩社會の對立意識を強化するに役立つであらう。又學校、言語、文字に關して種族の傳統を尊重するといふ英國の方針も、文化的部門に於ける分割統治政策の現れであると見られる。

- 14 十八歳未満の子女の分布……………大、一〇
- 15 昭和十三年及昭和十四年各年男子出生数の減と其の對策としての死亡率改善に就いて……………大、二
- 16 昭和五年以降男女年齢別主要死因別死亡率に關する調査……………大、二

四 日本民族配置に關する資料

- 1 大東亞建設のための大和民族の人口配置に於て留意すべき諸點(一)衣食住の問題)……………大、三五
- 2 在滿邦人の職業別構成……………大、一九
- 3 内地外に於ける内地人口の増殖力に關する調査、其の一―明治三十二年以降大正十三年に至る在内地外内地人口の普通動態……………大、三九
- 4 同、其の二―主要地域別在内地外内地人の人口動態比較……………大、四五
- 5 邦人海外發展史略說
 - (一) 總目次……………大、三八
 - (二) 第一分冊……………大、三八
 - (三) 第二分冊……………大、四二
 - (四) 第三分冊……………大、四三
 - (五) 第四分冊……………大、四四

五 混血に關する資料

- 1 混血問題概説(第一輯)……………大、九
- 2 遺傳學說摘要―混血現象を中心として見たる―(暫定稿)……………大、二六

六 東亞諸民族に關する調査

- 1 東亞共榮圈内主要民族略説、其の一、國土計四
盡資料……………大、二二
- 2 東亞共榮圈内主要民族略説、其の二「インドネシア、オーストラリアの民族」(暫定稿)……………大、五
- 3 アジアの諸民族……………前掲
- 4 滿洲國苦力に關する調査概要……………大、一五
- 5 マレー種族の資質及特性に關する資料……………大、二二
- 6 支那民族史略説(暫定稿)……………大、一一
- 7 華僑の概要……………大、一〇

七 列國の人種民族政策に關する資料

- 1 各國の人種政策、第一輯(北米合衆國)……………大、三〇
- 2 同、第二輯(英國、伊太利、ハンガリー、波蘭、ルーマニア、ラテン・アメリカ諸國、日本及支那並に其の他の諸方策、附録「ナチス獨逸の人種立法特にユダヤ人排斥」)……………大、四〇
- 3 英國の濠洲及び新西蘭に對する植民政策(暫定稿)……………大、二七
- 4 蘭領東印度に於ける和蘭の植民政策(暫定稿)……………大、二〇

八 東亞共榮圈諸事情に關する資料

- 1 支那の農業生産力に關する調査(其の一)……………大、一八

九 其の他

- 1 我が國人口問題概要……………大、一四
- 2 内地在住朝鮮人出生力調査概要……………大、一四
- 3 民族博物館設置に關する資料(第一輯、「特に人口問題に關聯する人類學及優生學博物館の計畫とその目的」―ローマ國際人口會議ウイヘルム・ダブリュー・ケラウス報告)……………大、三二
- 4 俘虜の取扱に關する資料……………大、五〇

大東亞建設審議會官制中改正の件公布

大東亞建設審議會官制中改正の勅令は昭和十七年五月二十五日付官報を以て左の如く公布せられた。

大東亞建設審議會官制中改正ノ件

(昭和十七年五月二十三日勅令第五百三十四號)

大東亞建設審議會官制中左ノ通改正ス

第二條中「委員四十人以内」ヲ「委員五十人以内」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

南方統治派遣委員の練成機關設置に關する閣議の決定

南方統治の爲に派遣せらるゝ要員の養成機關として

内閣直屬の訓練所を設置するの件については企畫院を中心立案中であつたが、昭和十七年六月二十七日閣議に於いて正式決定を見、左の如く發表せられた。

大東亞地域に配置すべき者の鍊成
機關整備に關する件

(情報局發表)

南方諸地域の占領に伴ひこれが統治に必要な人員を今後相當多數現地に派遣するの要あり、これ等派遣者に對しては豫め國家使命を達成するに必要な人格鍊成並に南方の特殊環境に適應すべき各般の豫備的修鍊を加へ、計畫的に配置すべき必要大なりと認め、今日の閣議において政府は内閣に鍊成機關を特設すると共に大東亞各地域關係並に民間の各種鍊成機關の調整連絡を圖る方途を決定した。

内閣鍊成機關の構成は三部に分ちてそれ〴〵官吏並に民間會社關係者、大學、専門學校新規卒業業者及び中等學校新規卒業業者を收容する豫定であると共に、從來政府監督下にあつた特定の鍊成機關はこれを本機關に吸収整備する方針である。

なほ一般渡航者及び農業關係者の鍊成機關はそれぞれ關係省所管の下に既存のものを利用し或は必要なる民間鍊成機構を整備し目的の達成を圖らんとするものである。

南方建設に挺身すべき人員の派遣については雑多な住民の間に伍してこれを指導し、瘴癘炎熱の自然を相手にするのであるから指導國民として高邁なる心構へと南方特殊事情に對する十分の認識を要することは勿論でこれが爲めの訓練を必要とするが、戦前オランダ

等もこの點に關しては相當の施設を有し、熱帯衛生、熱帯土木等をはじめ宗教、民俗等まで特殊の教育訓練を行つてゐた。大東亞戦争以來南方建設の急務たるに鑑みてかゝる訓練機關については官民ともに考慮し各種の企畫がなされてゐたが政府は國策の見地から同問題を重視し今回の決定となつたものである。なほ同訓練所の名稱については與南鍊成所等が考慮されてをり既存のこの種機關として拓南塾及び大鵬寮が同所に吸収され相當な規模のものとなる模様である。

昭和十七年度國民動員實施計畫の決定

大東亞戦下の昭和十七年度國民動員實施計畫について政府は企畫院を中心にその成案を急いでゐたが、昭和十七年五月二十六日閣議において正式決定を見、同日企畫院總裁談を以て次の如く發表せられた。

昭和十七年度國民動員實施計畫に就て

(昭和十七年五月二十六日)
企畫院總裁談

昭和十七年度國民動員實施計畫に就ては大東亞戦争勃發の新段階に即應し戦争遂行力の急速なる増強を目的とし將來に互る國民職業の再編成を考慮し昭和十七年度の物資動員計畫及生産擴充計畫等と照應して總動員計畫の一環とし之を立案し本日の閣議に於て之が決定を見るに至つた次第である。

我が國の勞務事情を概観するに支那事變以來其供給は漸次逼迫し來つたのであるが、獨蘇開戦を契機として之に對處する軍需の充足並に其他生産の増強に伴ひ勞務需要の急激なる増加を招來し之が充足の爲め各般の工夫を必要とするに至つたのである。

仍つて政府に於ては既に昨年度より勞務動員の強化を圖り之が實施の爲國民登録制の期的擴充、國民徵用令の改正を爲すの外勞務調整令、國民勤勞報國協力令及重要事業場勞務管理令を制定實施する等各般の施策を講じて來たのである。然るに大東亞戦争の進展に伴ひ今や廣大なる地域に互る作戦及建設の歴史的大事業を完遂せんが爲には之が要員は多々益、辨ずることとなり其數の上でも將又能率の上にも國民總力發揮の要は愈々緊切なるものがある。

昭和十七年度の國民動員實施計畫は大東亞戦争完遂を根軸とする敍上の國家要請に應ずる各種要員を充足し特に重要業務に於ける勞務の充足並に勤勞能率の最高度發揮を圖る事を根本方針として策定したのであつて其の要領は左の如くである。

一、計畫の對象たる業務の範圍を擴大すると共に要員に於ては一般勞務者の外事務職員及公務要員を加ふることとし勞務動員の名稱を本年度より國民動員と改めたること

二、軍需の充足並に輸送の確保に重點を置き且戰時國民生活の確保安定を圖る爲主要食糧其他他生活必需物資の生産確保に必要な要員充足に努めたること

從つて軍需、生産擴充計畫産業等の勞務の充足と農業勞務の確保との調節に付て特別な考慮を拂ひたること

三、供給源の現状に鑑み努めて需要を壓縮し生産能率の増進を期したること

四、勞務配置の重點化を徹底することとし之が爲各種重要産業中より重要工場事業場を選定し之等に付具

體的なる勞務實施計畫を設定し勞務の優先的充足を行ふこととなしたること

五、中小商工業者よりの職業轉換者は企業整備の促進に伴ひ之が活用に遺憾なきを期せること

六、女子に付ては未婚女子を主たる對象として之が動員を強化し特に事務職員及公務要員に在りては出来る限り女子を以て男子に代替せしむること

七、新規國民學校修了者及新規中等學校卒業者の給源を確保する爲不急と認めらるゝ學校殊に所謂各種學校等に對し之が制限又は收容定員の抑制等の措置を講ずること

八、滿洲開拓民、滿洲開拓青少年義勇軍に付ては滿洲開拓第二期五ヶ年計畫に基き實行可能な限度に於て努めて供出を圖ること

九、南方占領地に於ける要員は原則として現地調達とし必要な指導者の送出に付考慮すること

一〇、朝鮮人勞務者に付ては皇民精神の勃興に伴ひ之が移入増加を行ふこと

更に豫め推定し得る臨時的又は季節的の要員に付ては其の給源を一般國民と學生生徒に區分して計畫し之が需給の調整は主として國民勤勞報國協力令の活用によつこととしたのである。

要するに本年度國民動員實施計畫は需要の尨大なるに拘らず供給力に一定の限界存するが爲各の部面に於ても前年度より數的には相當の減少となつた。従つて需要者側に於ては勞務管理其の他各般の工夫を遂げ能率發揮により其の要員の節減を圖り以て生産又は業務の實效を擧ぐべく努めなければならぬ。即ち業務の管理方法、生産技術の改善竝に勤勞態勢の刷新等凡

ゆる方面に互り工夫を凝らし業務能率の向上、生産能率の増進に向つて邁進し要員の數的不足を補填して國家の總力發揮に邁進せられたるのである。

大東亞建設の爲には内地を初め外地滿支其の他の大東亞地域に於ける要員は益、多きを加ふるは必至であるから既定方針に基き國內に於ける職業再編成の促進を圖るは勿論大東亞に於ける他民族の協力方法に就ても目下考慮を加へつゝあるが國民各位に於かれては大東亞戰爭完遂の堅き決意の下に政府と一體此の國家的要請に應じ益、勤勞奉公の誠を盡されんことを切望する次第である。

工業規制地域及工業建設地域に關する暫定措置の閣議決定

産業立地竝に人口配置の適正化を目標として昭和十五年九月閣議決定を見た國土計畫要綱は爾來企畫院を中心としてその具體化に努められてゐるが、當面の急に對處する暫定措置をして昭和十七年六月二日の閣議は工業規制地域及び工業建設地域に關する措置方策について正式決定するに到つた。企畫院總裁談を以て發表せられたる措置要領竝に同日官報を以て告示せられた右工場規制地域に關する内務省告示、及び之に關する内務省當局談を掲ぐれば左の如くである。

工業規制地域及工業建設地域に關する暫定措置

(昭和十七年六月二日企畫院總裁談)

本日の閣議に於て決定を見た工業規制地域及工業建設地域に關する暫定措置は國土計畫的見地に基き内地

に於て工業及人口が過度に集中を來して居る四大工業地域に對して工場の新設又は増設の規制を行ふと共に内地に於て差當り急速に生産力擴充を必要とする業種に付工業建設候補地を定め、此等の地域に對して立地條件の整備を圖り以て内地に於ける産業の合理的なる進展に資せんとするものである。

本來斯くの如き措置實施に付ては國土計畫及地方計畫に關する基礎法規の整備を必要とするは勿論であつて目下之が研究立案中なるが、四大工業地域及其の近傍に於ける現状以上の工場の集中は都市生活の弊害を増大し空襲に對する防衛を一層困難ならしむるに至るのみならず又生産擴充其のものを却て非能率的ならしむる惧ある等事態緊急を要するに鑑み國土計畫及地方計畫の豫備的暫定措置として實施することと致す次第である。

工業規制地域に關する暫定措置の要領に付き述べれば、先づ工業規制を行はんとする地域は四大工業地域即ち東京、横濱を中心とする地方、名古屋を中心とする地方、京都、大阪、神戸を中心とする地方、下關、北九州五市を中心とする地方であつて其の範圍は防空法第五條の五第一項の規定に依り内務大臣の指定する區域である。

工業規制地域内に於ける工場の新設又は増設は次の場合であつて防空上支障なき場合の外は原則として認めない方針である。

(一) 金屬工業・機械器具工業又は軍需充足上必要な化學工業にして、既存設備の能率的利用を爲さしむる爲特に擴充を爲す必要ある場合若は既設の企業と分離して規制地域外に立地することが當面の軍

需生産擴充上甚だしき支障を生ずる場合

(二) 本措置決定前既に法定の許可を受けて事業に着手し之を中止せしむることが事業者に甚だしき損失を與ふる場合

工業規制の實施に當りては防空法・臨時資金調整法・諸事業法・臨時農地等管理命令等現行法規の運用との調和を圖り其の目的を達せんとするものである。

本措置は運用上準據法規が多岐に亘つてゐる爲政府に於ても此等の法規の運用に付相互に矛盾なき機關係各應間の連絡に付遺憾なきを期する考であるが、關係各方面に於ても本措置の趣旨を十分諒解せられて所期の目的達成に協力せられんことを望む次第である。

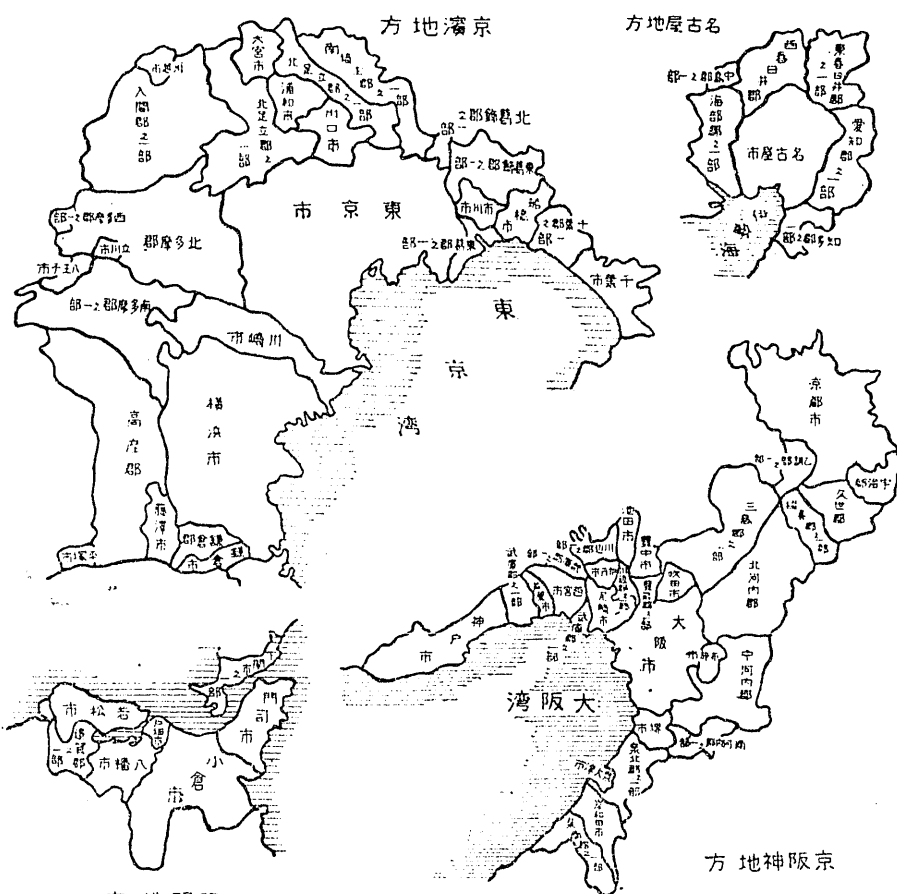
工場規制區域指定

(昭和十七年六月三日)
(内務省告示第四百十四號)

防空法第五條ノ五第一項ノ規定ニ依リ同法施行規則第三條第一項ノ規定ヲ適用スル區域(工場規制區域)左ノ通之ヲ指定ス

- 東京府 東京市、八王子市、立川市、西多摩郡福生町、南多摩郡横山村日野町七生村由木村多摩村稻城村鶴川村南村町田町忠生村堺村由井村、北多摩郡
- 京都府 京都市、乙訓郡向日町久世村久我村羽束師村大山崎村新神足村、宇治郡、久世郡、綴喜郡八幡町都都府村有智郷村大住村田邊町
- 大阪府 大阪市、堺市、岸和田市、豐中市、布施市、池田市、吹田市、泉大津市、三島郡富田町高槻町三箇牧村五領村島本町茨木町三島村玉島村春日村三宅村玉櫛村味舌村山田村新田村味生村鳥飼村、豐能郡中豐島村南豐島村庄内町小曾根村、泉北郡鳳町堀尾村濱寺町高石町取石村福泉町東百舌鳥村深井村八田莊村信太村和泉町忠岡町南王子村北松尾村、泉南郡貝塚町佐野町、南河内郡南八下村北八下村日置莊村黑山村丹南村丹比村埴生村高鷲村藤井寺町道明寺村志紀村、中河内郡、北河内郡

神奈川縣 横濱市、川崎市、平塚市、鎌倉市、藤澤市、鎌倉郡、高座郡



霞町内間木村新倉村白子村片山村、入間郡古谷村南古谷村高階村福岡村大井村鶴瀬村南畑村水谷村宗岡村三芳村柳瀬村松井村富岡村所澤町山口村吾妻村小手指村三ヶ島村宮寺村豐岡町藤澤村入間村堀兼村福原村奥富村入間川町日東村大田村、南埼玉郡川通村大袋村荻島村柏崎村和土村新和村出羽村浦生村川柳村八條村八幡村潮止村大相模村越ヶ谷町大澤町、北葛飾郡戸ヶ崎村八木郷村

兵庫縣 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、武庫郡鳴尾村良元村本庄村本山村魚崎町住吉村御影町、川邊郡神津村園田村小濱村長尾村川西町

埼玉縣 川越市、川口町、浦和市、大宮市、北足立郡土合村美谷本村笹目村戸田町藤岡町草加町新田村安行村戸塚村大門村野田村片柳村與野町大久保村馬宮村植水村指扇村七里村春岡村志木町大和田町朝

山口縣 下關市(舊豐浦郡安岡町川中村小月町清末村王司村勝山村吉見村ノ區域ヲ除ク)

福岡縣 若松市、八幡市、戸畑市、小倉市、門司市、遠賀郡水巻町折尾町

内務省當局談

今後はこの工場規制區域内に於ては建築面積の合計

二千平方メートルを超える工場又は常時使用の原動機馬力数の合計二百を超える工場の新築又は増築（工事中を含む）は地方長官の許可を要することとなつた、なほ増築の結果右の面積又は馬力数を超えるに至る場合も同様である、この工場規制区域内の工場の新築又は増築の許可は右閣議決定の趣旨にも明かなる如く防空上の見地より決するのであるが臨時資金調整法等關係法令の運用との連絡は十分考慮することになつてゐる。

許可申請の手續等は既に關係地方廳において準備してゐるから關係ある向は地方廳警防課に連絡とつて手落なく手續されたい。

（備考）防空法第五條ノ五ノ第一項 主務大臣ハ防空工場ノ他ノ特殊建築物ノ分散ヲ圖ルタメ必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニヨリ一定ノ區域ヲ指定シソノ區域内ニオケル特殊建築物ノ建築ヲ禁止マタハ制限スルコトヲ得

労働者年金保険法一部施行期日の件 公布

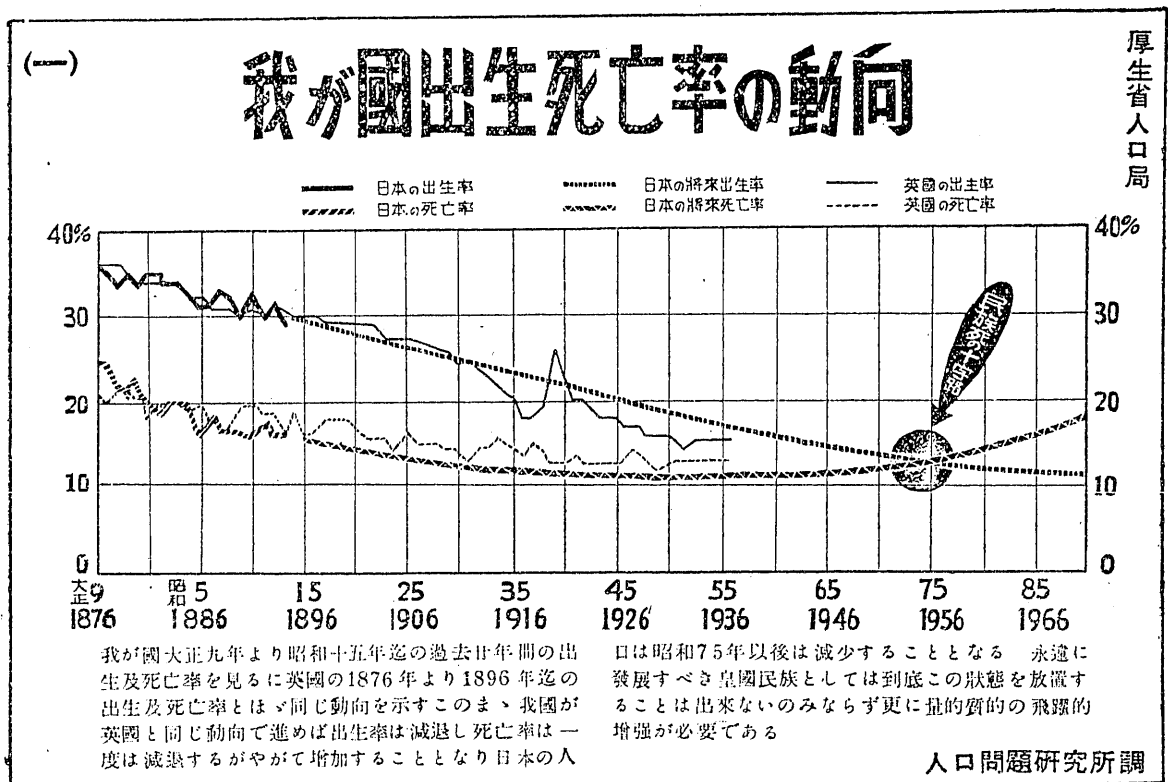
労働者年金保険法の一部施行期日に關する勅令は昭和十七年五月二十七日付官報を以て左の如く公布せられた。

労働者年金保険法ノ一部施行期日ノ件
（昭和十七年五月二十六日）
勅令第五百四十六號

労働者年金保険法中保険給付及費用ノ負擔ニ關スル規定並ニ第七十六條ノ規定ハ昭和十七年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

厚生省人口局に於ける人口問題啓蒙 ポスターの製作

厚生省人口局に於いては嘗て本人口問題研究所に於いて調査せる出生力調査その他の調査結果に基き人口問題に關する國民的啓蒙を目的として色刷ポスターを製作したが、その寫眞版を掲ぐれば別掲の如くである。

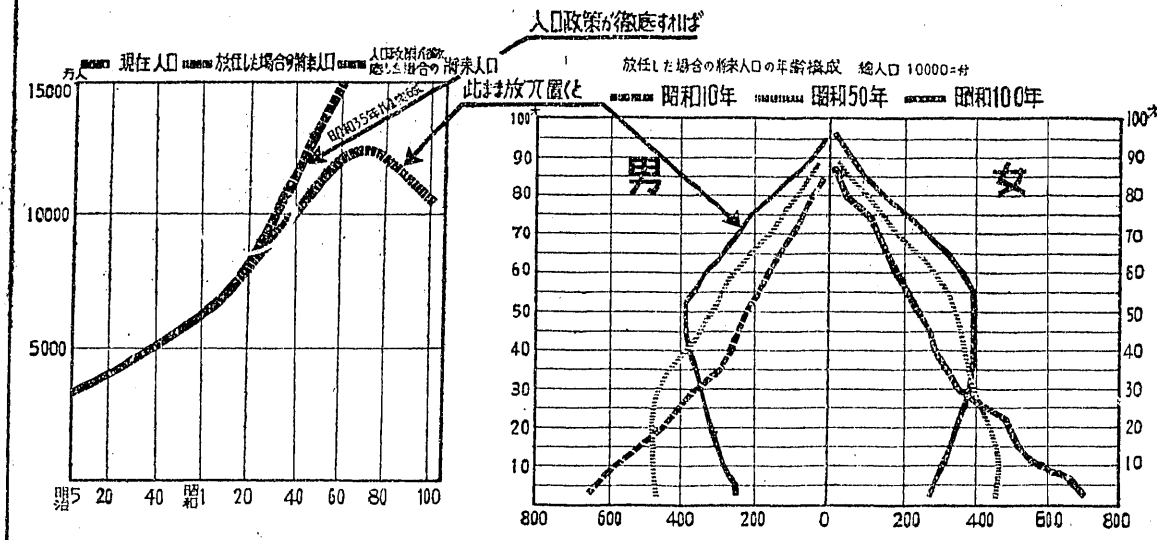


(二)

我が国内地人の将来人口

厚生省人口局

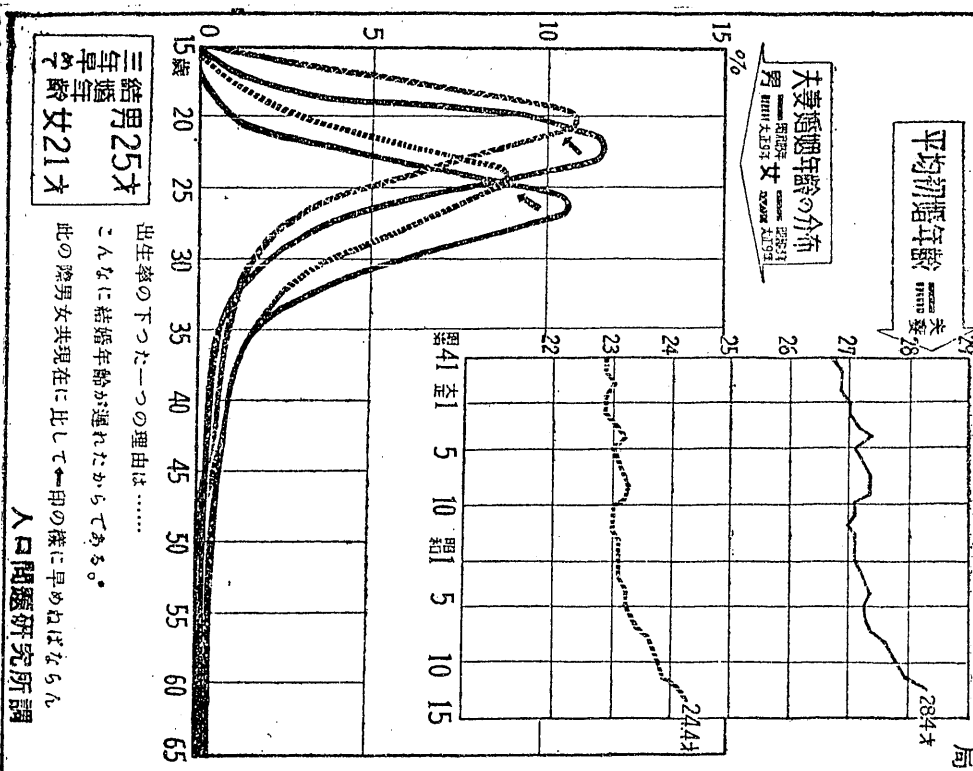
昭和15年現在我が国内地人口は7200萬餘あるが此まま放つて置くと昭和75年に1億2千萬餘には達するがそれから先は年を減ると云ふ計算になる、こんなになると老人が多くなって今日のフランスの様な老衰人口になる。此の際人口政策を徹底して皇國民族の悠久の發達を期さなければならない。これのためには少くとも昭和35年1億を確保しなければならない



人口問題研究所調

婚姻年齢の變化

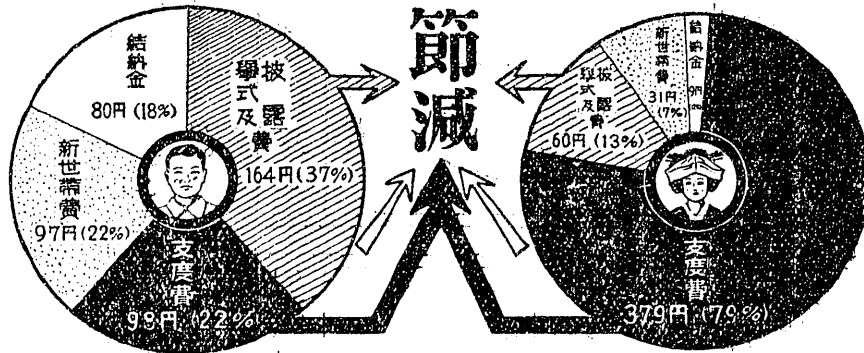
厚生省人口局



人口問題研究所調

結婚費用を節減せよ

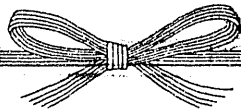
(四)



厚生省人口局

節減

結婚費用をみると挙式披露費や支度費がこんなに多くの割合を占めてゐる結婚は簡素厳肅にして無駄な費用をばぶいて結婚しやすくすることが必要である。



人口問題研究所調

(五)

出生力の變化

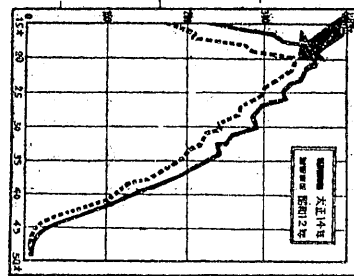
平均五児を育てよ

出生率の下つた今一つの理由は産み方がこんなに減つたからである少なくとも大正十四年の母親程度産まねばならん

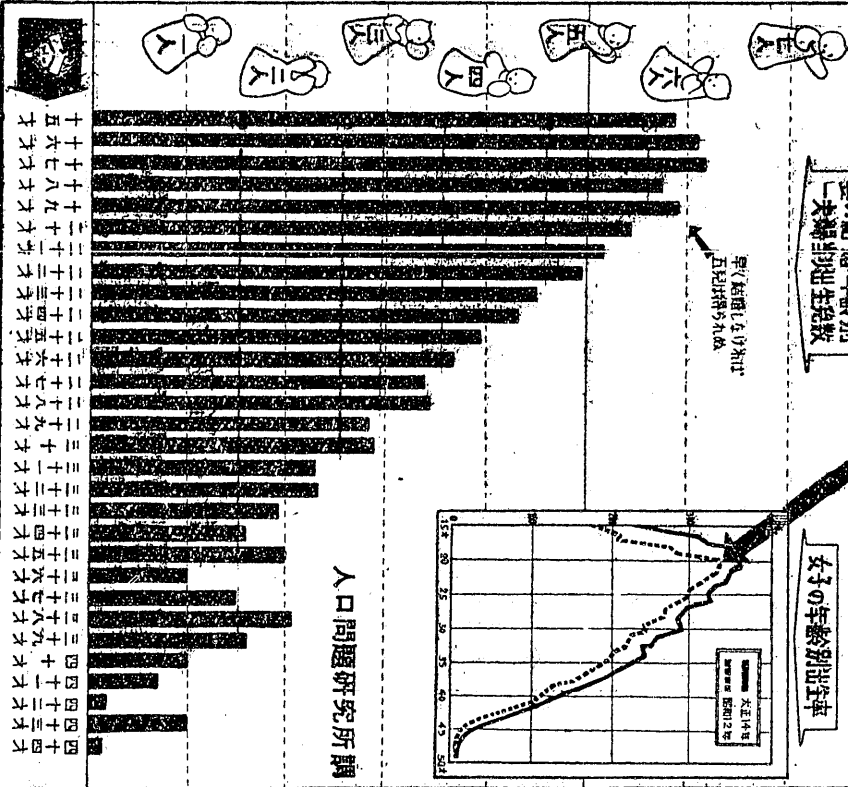
妻の結婚年齢別一夫婦当り出生数

女子の年齢別出生率

平均結婚しなす知は五児に育つるべし



人口問題研究所調



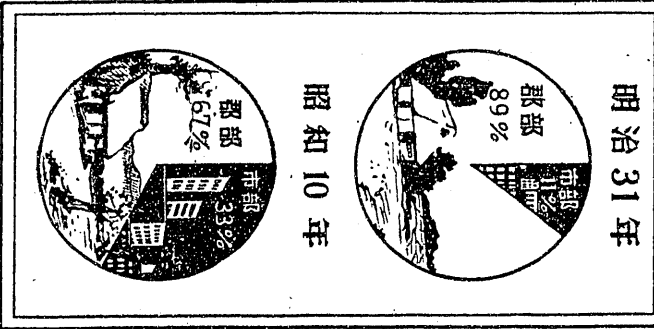
厚生省人口局

(六) 都市の増殖力を高めよ

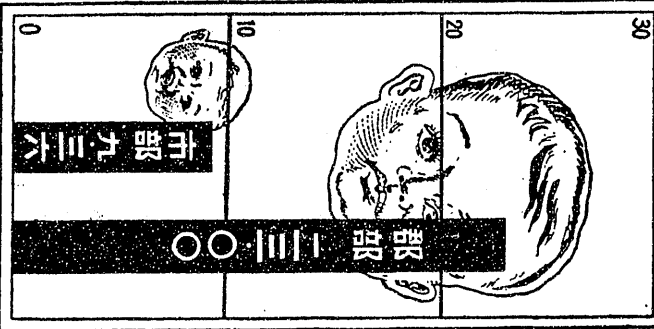
都會の人口増殖力は農村の五分の二である。
ところが奔流のやうに人口は都市へ集中して
来る。このまま放つて置くと我が國の人口増
加力が減退する。

厚生省人口局

市郡別人口比率



昭和10年市郡別増殖力の差違

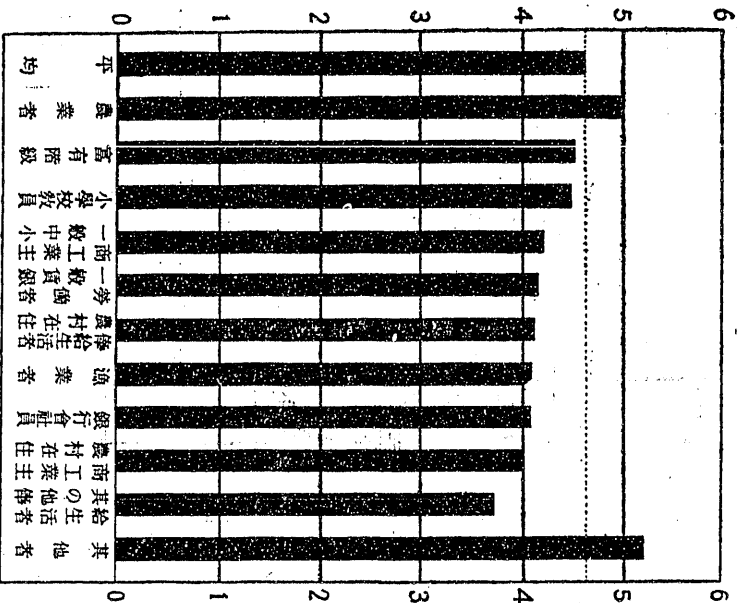


人口問題研究所調

(七) 職業別出生力

平均五兒を得よ

厚生省人口局



職業の上から見ても農村の人口増殖力は優れてゐるし都會の知能的職業従事者の増殖力は劣つてゐる。

人口問題研究所調

(八) 東亞共榮圈の出生率

人口1000=付

厚生省人口局



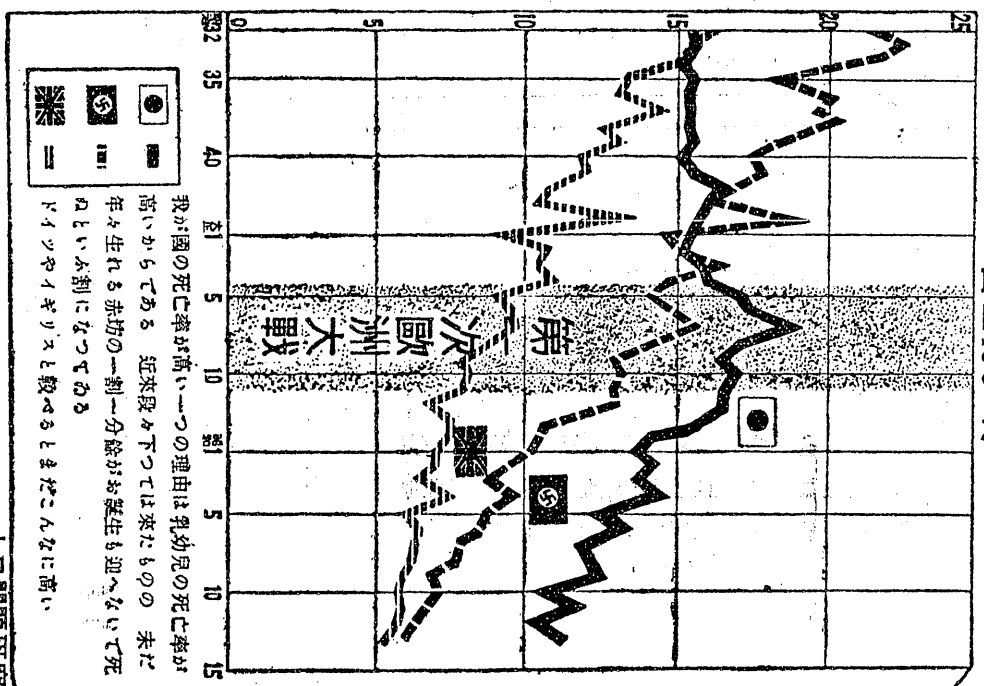
内地の出生率は東亞共榮圈の同胞の出生率中一番低い。
増殖力及資質に於て他國を凌駕しなければならぬ。

人口問題研究所編

(九) 乳兒死亡率

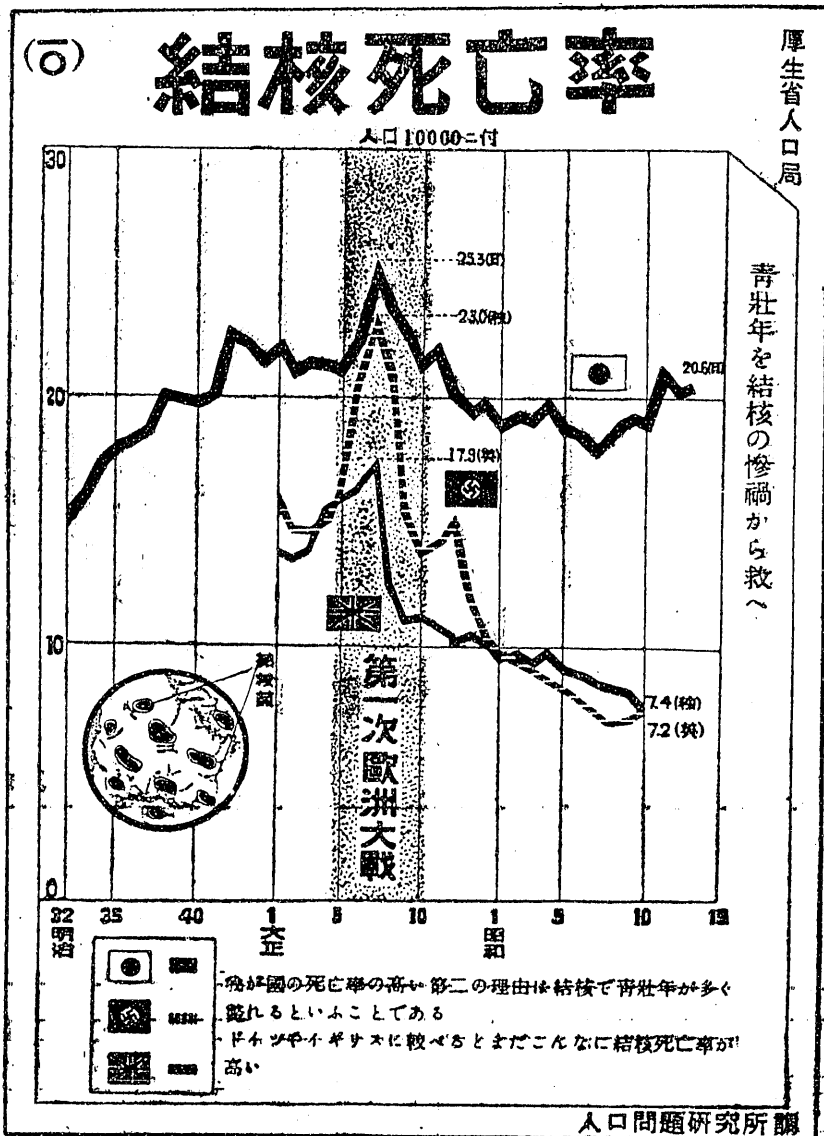
出生100=付

厚生省人口局



我が國の死亡率が高い一つの理由は乳幼児の死亡率が高いからである。近來段々下つては來たものの、未だ年々生れる赤坊の一分餘がお養生も迎へないで死ぬといふ割になつてゐる。ドイツやイギリスと較べるとまだこんなに高い。

人口問題研究所編



厚生省人口局の昭和十七年度妊産婦 保健指導及保護實施要綱の決定

人口増強方策體系中の極めて重要な一環を爲す妊産婦保護については厚生省人口局に於いて早くより審議研究を重ねてゐたが、或は妊産婦登録制度、或は妊産婦手帳制等の名を以て豫告せられてゐた妊産婦保健指導及保護の昭和十七年度實施要綱は昭和十七年六月左の如く正式決定を見るに到つた。その今後に於ける效果如何は注目せらるゝ所極めて多い。

昭和十七年度妊産婦保健指導及保護 實施要綱

第一方 針

妊産婦の保健指導を徹底すると共に特別の保護を供與する爲に妊産婦手帳制を實施し母子保健の向上、流早死産、母體死亡の防止、健康兒の出生増加を圖り國力の根基を培養せんとす

第二 妊産婦手帳制

一、妊産婦手帳制は妊産婦手帳規定に依り省令公布の日より之を實施すること

二、妊娠の徴候ある者は速かに(成るべく)妊娠第三、四ヶ月頃迄に(醫師又は助産婦に就き)診察を受け妊娠と認められたる者は遅滞なく別記様式に依り妊婦届出を爲すこと

妊産婦手帳規程公布の際妊娠中の者は七月中に届出を爲すこと

三、前號の妊娠届出書中診察時妊娠月數及出産豫定

日は醫師又は助産婦に就き其の記載を受くること
(別紙に記載を受け届出書に添附するも支障なきこと)とするも醫師又は助産婦に就き診察を受くること困難なる地域等に於ては本人の妊娠自覺に依り届出を爲し得ること

四、妊婦届出用紙は作成の上醫師、助産婦、町内會、部落會、方面事務所等に配付し置き妊婦届出を爲さんとする者に交付すること

五、妊婦届出を受けたるときは妊産婦手帳に妊婦氏名、生年月日、居住地、出産豫定日、世帯主氏名、交付年月日等を記載し之を交付すること

六、妊産婦手帳規程第四條第一項、第三項、第六條及第八條の規定に依る届出、申告、返還は市町村長(東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市に在りては區長)を經由せしめ市町村長限りに於て處理するを得しむること妊産婦手帳の交付、再交に付亦同じ

七、届出申告は隣組長、町内會長、部落會長等を經由せしむることを得ること

八、醫師又は助産婦に就き診察を受くる費用は各自の負擔とするも生活に餘裕なき爲醫師又は助産婦に就き診察を受くること能はざる者に對しては市町村に於て診察券の無料交付等に依り診察を受け妊婦届出書に診察時妊娠月數及出産豫定日の記載を受くることを得しむるやう措置すること

第三 妊産婦の保健指導

一、妊婦に對しては届出後少くとも妊娠第五、六ヶ月頃並に第八、九ヶ月頃に醫師又は助産婦に就き

診察及保健指導を受けしむること

二、妊婦に對して尿検査及血壓検査を受けしむると共に成るべく血清検査を受けしむること

三、醫師、助産婦にして妊産婦の診察、保健指導若しは分娩の介助を爲したるとき又は醫師にして治療を爲したるときは其の都度妊産婦手帳を提示せしめ診察、治療、保健指導の要領、分娩記事等を記載すること尙保健婦にして保健指導を爲したるとき亦之に準ずること

四、妊産婦の診察は別紙妊産婦診察要領に依ること
五、保健指導に當りては保健所、健康相談所、衛生試験所其の他の保健施設を積極的に關與活動せしむること

六、醫師會、母性保護會、助産婦會等の協力を得無料診察等を實施し保健指導の徹底を圖ること

七、醫師又は助産婦に就き診察及検査を受くる費用は各自の負擔とするも生活に餘裕なき爲醫師又は助産婦に就き診察又は尿検査を受くること能はざる者に對しては市町村に於て診察券(検査を含む)を無料交付し診察又は検査を受くることを得しむるやう措置すること

八、疾病に罹れる者に對しては治療に努めしむると共に醫療保護制度並に施設の活用を圖り療養に遺憾なからしむること

九、妊産婦の診察及保健指導方法に付ては醫師會、母性保護會、助産婦會等と聯絡し醫師及助産婦の協議會、講習會等を開催し其の適正、統合を圖ること

十、保健婦、巡回指導婦、母性輔導委員、方面委員

等に依り指導の徹底を圖ること

第四 妊産婦の保護

一、妊産婦の家族、事業主、一般社會に對し妊産婦保護の重要性を理解せしめ其の徹底を圖ること

二、妊産婦に對する食糧、栄養品、妊産婦用物資、乳兒用物資等の配給及購入の圓滑及確保に付ては特に留意すると共に物資の配給及購入に付ては妊産婦手帳に依り簡便且優先的に取計ふこと

三、出産の際に於て醫師、助産婦を招請し又は病院、産院等に至る交通上の便益を確保する等の措置を講ずること

四、勤勞婦人に對しては母性保護の方策に留意し特に工場、事業場、農山漁村等に於ては妊娠中及産後の休養、栄養、勞働軽減等に關し改善徹底を圖ること

五、婦人會、女子青年團、隣保班等の活動奉仕に依り妊産婦に對する協力援助を圖ること

六、母性の社會的、公共的活動(例へば防空訓練、勤勞奉仕等)を求むる場合には母體保護及育兒上苟も障害を及ぼすが如きことなきやう注意すること

七、空襲時其の他非常の場合には流早死産を誘發する惧多きを以て之が保護に遺憾なきを期すること

第五 妊産育兒思想の啓發涵養

妊産婦其の他一般に對し妊産育兒の國家的意義を認識せしむると共に妊産育兒に關する知識を啓發する爲講演會、講習會、座談會、映畫會、展覽會、紙芝居の開催、小冊子の配付等を爲し其の徹底を圖ること

厚生省職業局の道府縣職業課長事務 打合せに於ける指示事項

厚生省職業局が昭和十七年六月招集せる道府縣職業課長事務打合せに於いて指示せる指示事項を掲ぐれば左の如くである。

指示事項

(職業局)

一、國民動員計畫の完遂に關する件

大東亞戰爭の新段階に即應し戰爭遂行力の確保増強を圖る爲昭和十七年度より従来の勞務動員計畫を擴充強化し其の名稱を國民動員計畫と改められ國民皆勤勞態勢の下に戰時所要勞務の確保を圖ることとなりたり各位は國民動員の緊要性に鑑み之が完遂に特段の配意を致されし

一、勞務調整令の運用に關する件

勞務調整令の運用に關しては特に左の各項に留意し所期の目的達成に努められし

(一) 各種の認可事務は懇切、公正にして特に迅速に之を處理すること

(二) 令第二條の指定工場の従業者の解雇又は退職に付ては指定工場に設くべき退職相談部を活用し實情に即したる指導を爲し又従業者が逃走又は無斷退職したる場合は放置することなく事業主警察官署と協力して其の發見に努め適切なる措置を講ずること

(三) 屢々臨檢検査を實施して違反の根絶を期すること

(四) 個々認可の申請等に依り發見せられたる勞務資源は最も有効に之を活用するやう措置すること

一、一般青壯年の職業紹介に關する件

現下勞務給源逼迫に伴ひ一般青壯年の供出斡旋には益、各位の努力に俟つ所大なるに鑑み特に左記各項に留意せられたし

(一) 求人への受付に際し工場事業場の實狀を査察し新規需要に付ては極力之を抑制するは勿論、缺員補充に付ても其の移動率の低下に努めしめ又求人者の性別、年齢別及募集地域別等の内容に付十分なる審査を爲し之を是正せしむること

(二) 個々の工場事業場に對する求人割當供出地域の決定等に付ては當局の割當方針に反せざる限りに於て各事業場の實狀を深く考慮し割當人員の完全充足を期し得るが如く工夫し機械的處理に陥らざるやう注意すること

(三) 割當人員の完全充足を目的とし國民職業指導所の下部組織強化の爲、聯絡委員を改選し財團法人職業協會に於て之を勞務動員協力員に依嘱し、以て勞務給源開拓に資することとなりたるを以て之が實施運営に遺憾なきを期すること

一、勞務者の適性配置に關する件

勞務給源の涸渇に伴ひ漸次求職者の質的低下を來し之が爲早期退職者を多からしめ又生産能率を阻害するの虞あるに鑑み之が紹介に付ては左記の諸點に留意し窓口に於ける取扱に工夫を加へ能ふ限り適性配置の實現に努められたし

(一) 各工場事業場に付豫め作業内容、給與及従業員移動の原因等を究め其の特色を判定し之を類別

し置くこと

(二) 求職者に付前歴、年齢、身體並に家庭の狀況等諸事情を充分調査し前項の類別に照し如何なる工場事業場に配置するを適當とするかを判斷すること

(三) 就勞に付特に保護を加ふるの要ありと認むる者の紹介に付ては求人者に對し特別の指示を與ふること

一、國民學校修了者の職業紹介並に就職後の輔導に關する件

國民學校修了者の職業紹介並に就職後の輔導は時局下益、其の緊要性加はりたるに付特に左記各項に留意の上之が取扱に遺憾なきを期せられたし

(一) 國及道府縣に於ける新規國民學校修了者の雇入に關しては曩の次官會議の決定に基き今後一層之が趣旨の周知徹底を圖り以て關係機關をして之が勵行に遺憾なからしむること

(二) 身體検査及智能検査は曩に通牒せる實施要項に基き指定期限迄に洩れなく之を完了すること

(三) 國民學校と提携し職業指導を強化し計畫數の給源確保に遺憾なきを期すること

(四) 就職後の輔導に當りては主として就職地元にて中心となり關係各機關との緊密なる協力に依り輔導實施の統一を期すること

一、中等學校卒業業者等の職業指導並に職業紹介に關する件

中等學校卒業業者等の職業指導並に職業紹介に付ては曩に通牒の通從來の取扱要領改訂せらるゝを以て特に左記各項に留意の上之が取扱に遺憾なきを期せら

れたし

(一) 新に各種學校、青年學校等取扱ふべき學校の範圍を擴張したるを以て右關係學校並に求人者に對しては特に之が趣旨の周知徹底に努め求人申込洩等無きやう指導すること

(二) 職業相談は學校をして之に當らしむる豫定なるを以て道府縣、國民職業指導所は之が實施に充分協力し計畫數の給源確保に努むること

(三) 十二月及三月を卒業又は修了期とする學校以外のものの職業紹介に付ては道府縣に於て別途之を取扱ふ豫定なるを以て之が處理に當りては特に慎重を期すること

(四) 國及道府縣に於ける中等學校卒業者等の雇入に關しては六月十八日次官會議の決定に基き一般と同様凡て國民職業指導所に求人申込を爲し求人割當を受け其の範圍内に於て雇入を爲すことと相成りたるに付ては關係方面へ之が周知徹底を圖り本取扱の圓滑を期すること

一、日傭勞務者の需給調整に關する件

日傭勞務者の職業紹介に關しては左記各項に留意せられたし

(一) 重點配置の徹底を期すること殊に現下輸送力の不足が重要物資の需給に重大なる支障を與へつつある實狀に鑑み之が所要勞務の確保に留意すること

(二) 常備を適當とするものに付ては求人者又は求職者を指導して常備化を促すこと

(三) 日傭勞務者の鍊成及適性配置を圖り以て國民動員の完遂を期する爲勞務報國會を組織すること

と成り其の組織に關し近く指示の見込なるが所要地域に於ては同會をして寄場を設置せしめ同會の協力を得て日傭勞務者の需給を統制すること

一、朝鮮人勞務者集團移入に關する件

本年度に於ける朝鮮人勞務者集團移入豫定數は從來に比し相當數なるべき見込にして之等を從來通嶺山其他重勞務を要する方面に充當の方針なるに付關係方面と充分聯携の上特に左記各項に留意の上之を取扱に遺憾なきを期せられたし

(一) 本省より本勞務者移入に付割當ありたる場合は計畫輸送實施の關係もあり可成迅速に處理すること

(二) 本勞務者を移入したる事業場に對しては勞務管理の徹底を期せしめ特に逃走の防止に留意せしむること

(三) 業者又は労働ブローカー等の本勞務者の引拔防止に付ては關係機關と聯携し之が取締の萬全を期すること

一、國民登錄の整備に關する件

大東亞戰爭の進展に伴ひ軍需生産要員及現地要員充足の爲今後國民徵用の範圍の擴大及其の頻發を豫想せらるゝ情勢なるに鑑み之が基礎たる國民登錄の整備を圖り國民徵用事務の迅速的確なる處理に萬遺憾なきを期せられたし

一、國民徵用の銓衡に關する件

國民徵用は銃後國民動員の中核をなす制度にして國民の之に應ずるは兵役に次ぐ最高の榮譽たると共に義務なるに鑑み被徵用者の銓衡は嚴正慎重を旨とすべく各位は特に左記事項に留意し以て國民徵用の嚴

肅性を昂揚し本制度の趣旨徹底に特段の配意ありたし

(一) 銓衡に際しては必ず主務課長銓衡主任官となり其の陣頭指揮の下に行ふこと

(二) 銓衡場の整備に付遺憾なきを期すること

(三) 銓衡に先ち出頭者に對し國民徵用の趣旨を徹底せしむること

(四) 銓衡保官の舉措は嚴正を旨とし身體検査及家庭事情調査に際りては慎重適正を期すること

一、國民徵用に類似する要員取扱に關する件

女子に對する青壯年國民登錄の實施に關聯し女子に對し國民徵用を實施しつゝあるやの說を爲すものあり國民徵用の本旨に鑑み單に女子のみに限らず男子要員の取扱に際りても苟も國民徵用に類似するが如き方法を避くるやう特に留意し以て國民徵用の嚴正を期せられたし

一、被徵用者の徵用變更並に徵用解除に關する件

近時國民徵用實施の急激なる増加に鑑み徵用事務の一部簡捷化を圖り被徵用者の徵用變更並に徵用解除に關し特定の場合地方長官限りに於て之を處理せしむることとなりたるも之が取扱に際りては關係通牒の趣旨に基き萬遺憾なきを期せられたし

一、被徵用者の歡送迎並に輸送に關する件

被徵用者の歡送迎等に關しては曩の通牒に基き夫々配置せられつゝある所なるも大東亞戰下國民の士氣昂揚に資する爲一層之が勵行に努むると共に其の出頭及輸送等に付ても關係方面と聯絡し萬遺憾なきを期せられたし

一、徵用實施民間工場の査察、指導に關する件

被徵用者の急激なる増加に鑑み徵用實施民間工場に對する査察、指導は愈々緊切の要を加へつゝあり各位は關係方面と協力し左記事項に留意の上之が實效を收むるやう務められたし

(一) 被徵用者の動向等に關し平素より充分査察を爲し事件發生に際しては迅速適切なる措置を講ぜしむるやう指導すること

(二) 被徵用者の生活必需物資又は施設の入手又は利用等に關し斡旋方申出ありたる場合は速かに關係方面と聯絡し其の實現に付積極的協力援助を爲すこと

(三) 徵用變更及解除並に徵用扶助、援護等各般の徵用事務に關し手續の遅延を來たざるやう誘掖指導を加ふること

一、國民徵用扶助並に援護の徹底に關する件

被徵用者をして後顧の憂なく安んじて總動員業務に精勵せしむる爲めに國民徵用令を改正し徵用扶助の方途を實施し來りたる所なるも各位は本制度の重要性に鑑み關係方面と緊密なる聯絡提携を保持し扶助の運用宜しきを得ると共に之が援護に付ても特段の配意ありたし

一、小賣業者の整備に伴ふ職業轉換の指導斡旋に關する件

中小商工業の整理統合に依る小賣業者の整備に關する政府の方針は雖に決定せられ之が實施に伴ひ今後更に相當多數の轉業者を生ずるものと豫想せらるゝを以て之等轉業者の就職斡旋に際りては其の職歴、年齢、家庭事情等を考慮し特に雇傭條件等の緩和を圖らしめ能ふ限り時局産業方面に轉業者の吸收を圖

ることを急務とす各位は内閣總理大臣訓示の趣旨を體し積極的に雇傭主を勸奨し具體的なる求人開拓を圖り轉業者の就職斡旋部面の擴大を圖ると共に國民職業指導所に於ける職員を奮勵し轉業者に對する取扱に關しては誠實懇切を盡し其の家族全體に及ぶ綜合的保護指導を期し眞に轉業者に對する綜合的指導斡旋機關たるの實を擧げしむるに遺憾なきを期せられたし

一、職業轉換指導施設の運用に關する件

中小商工業者の職業対策施設として設置せられたる職業指導職員並に職業指導員、中小商工業再編成協議會の運用に關しては夫々遺憾なきを期せられつゝあるも小賣業整備の實施に伴ひ職業対策に關する本施設の機能を發揮するの要益、大なりとす各位は左の事項留意の上萬遺憾なきを期せられたし

(一) 職業指導職員に關する事項

學務、經濟兩部に配置せられたる職員に付ては素より常時緊密なる聯絡を保持せしめ中小商工業の整理統合に關する方策或は業界の動向等轉業者の指導斡旋に必要な事項の關知に努めしめ他面國民職業指導所、國民更生金庫、業者團體等と常に連絡を圖らしめ職業対策の施策實行に遺漏なきを期すること

(二) 職業指導員に關する事項

中小企業の整理統合方針の具體化に伴ひ今後轉業者の情勢は深刻化するを豫想せらるゝを以て職業指導員をして其の擔當地域内に於ける各種商工業組合に對する總體的動向並に組合員個々の狀況等隨時積極的に調査せしむるの方途を講じ的確なる

實情の把握に努めしめ國民職業指導所の活動に資せしむると共に一面要轉業者に對しては誠實、懇切なる指導を爲し必ず所期の効果を擧げしむる等之が活動方に關し特段の指導せられたきこと

(三) 中小商工業再編成協議會に關する事項

中小商工業の整理統合、職業轉換、生活援助等の協議機關として設置せられたる本協議會の運用に關しては夫々遺憾なきを期せられつゝあるも轉業者に對する職業轉換の指導斡旋に關しては之が重要性に鑑み地域別、業種別等の部會を設け隨時協議會を開催し之を中軸として關係方面の緊密なる連絡を計り具體的成果を擧ぐるに努むること

一、中小商工業從業員の生活援護に關する件

職業轉換を要する中小商工業從業員にして就職に至る間生活困難なる者に給與すべき生活援護費に關しては曩に指示せる所に從ひ之が要援護者の實情調査に遺漏なきを期し緩急宜しきを制し給與を爲すと共に給與期間中適職を斡旋し具體的成果を擧ぐるに努められたし

一、國民勤勞訓練所の入所者募集に關する件

東、西兩國民勤勞訓練所の訓練生募集方に關しては各位の努力に依り毎回入所者の充足を見つゝあるも更に訓練所に對する認識を關係各方面に互り周知徹底せしめ特に今般の小賣業の整理に伴ひ其の過剩從事者の轉職に要する鍊成を期し入所者募集方に關し一段の努力を拂はれたし

一、職業輔導施設の運用に關する件

中小企業の整備進捗に伴ひ要轉職業多數生すべき見込なるを以て職業轉換対策施設の一たる職業輔導施設

設の活用は益、重要性を加へ來れる現状に鑑み各位は管下國民職業指導所長を督勵し業者團體等と緊密なる連絡の下に積極的之等要職者の入所を勸奨し定員の完全充足を期すると共に優良職員の充實、輔導用割當資材の入手確保等に努め運営上萬遺憾なきを期せられたし

一、國民共同勤務施設の運用に關する件

國民共同勤務施設に付ては産業の再編成に伴ふ中小商工業者等の授職施設として之を運営するの外之に併せて遊休有閑勞務をも動員し國民皆勤勞の趣旨に依り勤勞を尊重し、勤勞を通じて奉公するの氣風を振作せしむる爲各位は地方の状況に應じ適切なる運営をなさしむると共に常に關係方面と密接なる連絡を圖り、廣く之が利用の徹底を計り所期の効果を擧ぐるやう努められたし

(軍事保護院)

一、傷痍軍人の就職並に輔導に關する件

戦局の擴大と共に傷痍軍人数は益、増加し殊に結核性疾患傷痍軍人其の他特殊障礙傷痍軍人の職業保護は益、重要性を加ふるを以て之が就職並に輔導に當りては特に左記事項に留意せられたし

(一) 傷痍軍人職業指導並に雇傭促進機關の機能刷新を圖り各事業主をして傷痍軍人を積極的自發的に雇傭せしめ且各事業間に公平に分布就職せしむること

(一) 重慶並に特殊障礙を有するものに付ては特に就職後の職場配置に留意し其の殘存能力の十全なる發揮に努むること

(二) 特に結核性疾患傷痍軍人の就職援護に當りて

は事業主をして積極的に多數採用せしむると共に作業條件、厚生施設に特別の考慮を拂はしめ職場扶與と保健管理に留意せしむること

(四) 傷痍軍人職業輔導組織の運営に工夫を凝し有效適切なる輔導に努むること

一、傷痍軍人奉公財團の事業に協力方に關する件

傷痍軍人に職業を扶與し再起奉公の誠を效さしむる目的を以て爰に傷痍軍人奉公財團設立せられ差當り主として結核性疾患傷痍軍人に對する職業保護施設を逐次設置しつゝあり、本財團の事業實施に就きては種々困難を伴ふ處多き實情なるも各位は之が事業の重要性に鑑み積極的協力を效されたし

一、道府縣傷痍軍人職業再教育に關する件

道府縣に於ける傷痍軍人職業再教育に關しては事業開始以來逐次改善せられ利用者の増加と共に効果の見るべきものあるに至りたるも現下の情勢に鑑みるときは一段と之が活用を圖るの必要あるを以て從來の實績並に經濟界の動向等を察知し再教育科目教育方法等に遺憾無からしめ施設の運営に萬全を期せられたし

注意事項

(勞働局)

一、重要事業場勞務管理令に關する件

先般制定せられたる重要事業場勞務管理令は生産上重要な事業場を指定し特に其の勞務管理の徹底的刷新強化を圖り能率の飛躍的昂揚を期せんとする趣旨に出でたるものなるが之が圓滑なる施行は勞務配置行政と密接不可分の關係に在るを以て各位は克

本令制定の趣旨を體し關係官吏との連絡に特段の留意ありたし

(軍事保護院)

一、學資給與に關する件

昭和十六年勅令第九二四號に基き官公私立大學、專門學校及中等學校に於て六ヶ月以内在學年限又は修業年限を臨時短縮する場合之等の學校に在學し職業再教育の爲學資の給與を受くる傷痍軍人に對する學資給與に關しては原則として修學せざる期間の學資は給與せざる方針なるに付其の取扱に過誤なきを期せられたし

一、傷痍軍人國民學校教員養成に關する件

傷痍軍人國民學校教員養成事業は各位の努力に依り良好なる成績を擧げつゝある所なるも本年九月入所せしむべき宮城、岡山、福岡、各國民學校訓導養成所並に福島、石川、和歌山、島根、大分各國民學校訓導養成所の志望者募集に付ては本事業の重要性に鑑み周知徹底を期せられたし

臨時東北地方振興計畫調査會の第二期振興五ヶ年計畫の決定

臨時東北地方振興計畫調査會に於いては昨昭和十六年一月以來特別委員を擧げて第二期五ヶ年計畫につき調査審議を重ねてきたが、昭和十七年六月二十九日第三次總會において右特別委員會の答申案を可決するに到つた。その内容は左の如く、人口増強政策が東北地方の特異性に鑑み緊急實施を要する事項の一つとして取り上げられてゐるのが注目せられる。

東北地方振興計畫要綱

一、東北地方振興に關する事業は、同地方に文化を進め産業を興して廣義國防の實を擧ぐることを目的とせるものなること、大東亞戰爭下において國家の總力を發揮するの要いよ／＼緊切なるものあるに鑑み時局に即應せる新計畫を樹立し以て、東北地方における人的および物的態勢を整備強化せんことを期せり

二、本計畫は東北地方の特異性に鑑み緊急實施を要すと認めらるる別記六項目につき重點的に調査をなしたるものなり

三、東北地方振興の目的を達成するについては相當長期を要すべきも、本計畫には差當り昭和十八年度以降五箇年度間において實施すべき事項を掲げた

四、本計畫の實效を擧げその目的を達するには特に左記事項の實現を要するものとす

- (1) 本計畫實施に要する經費ならびに資材資金等は極力これを節約すべきも必要缺くべからざる限度については特に考慮すること
- (2) 本計畫の遂行に當りては成るべく地方負擔の加重を避くることとし、その負擔に屬する分に對しては低利資金の融通および利子補給の途を講ずること
- (3) 本計畫に要する豫算は各省において成るべく獨立の款を設けこれを計上すること
- (4) 本計畫の實施については國家各般の方策と連絡協調を保つため適當なる組織を設定すること

東北地方振興計畫六項目

- 一、振興精神の作興
- 二、人口の増殖並びに資質の向上
- 三、食糧の増産
- 四、資源の開發利用および工業の建設
- 五、開發立地條件の整備
- 六、東北興業株式會社の機能強化

財團法人人口問題研究會主催第十四回人口問題同攻者會合の開催

財團法人人口問題研究會に於いては昭和十七年六月六日厚生省大會議室に於いて「東亞共榮圈の人口」なる題下に第十四回の人口問題同攻者會を開催したが、當日の講師及び演題を掲ぐれば左の如くである。

南方圈の民族・労働
人口問題研究所研究官 小山 榮 三

印度の人口・民族
人口問題研究所調査部長 岡崎 文 規

大東亞に關する邦人の理念の變遷
人口問題研究所研究官 關山直太郎

日本醫療團正副總裁及理事の決定

日本醫療團の正副總裁及理事は昭和十七年五月十五日厚生大臣より左記の如く任命せられた。

日本醫療團總裁	醫學博士 稻田 龍 吉
副總裁	海軍軍醫中將 高杉新一郎
同 理事	前長崎縣知事 平 敏 孝
同 理事	前厚生省豫防局長 高野 六 郎

朝鮮に徴兵制實施の決定

昭和十三年勅令第九十五號陸軍特別志願兵令の實施以來朝鮮人の特別志願兵は毎年増加を見つゝあつたが、政府は昭和十七年五月八日閣議に於いて昭和十九年度より朝鮮に徴兵制を實施することを決定、九日情報局發表並に情報局總裁談を以て次の如く之を發表した。

情報局發表

政府は八日の閣議において「朝鮮同胞に對し徴兵制を施行し昭和十九年度よりこれを徵集し得る如く準備を進むること」に決定せり。

情報局總裁談

朝鮮同胞に對し徴兵制を施行せられんことを念願する要望は議會に對する請願、現地からの報告等に徴するも甚だ熾烈なるものがあり、さきに昭和十三年勅令第九十五號陸軍特別志願兵令をもつて志願による現役または第一補充兵編入の途を拓かれ銓衡に合格した志願兵は現に陸軍部隊で良好な成績を擧げ時局下の軍務に従事してゐる、また支那事變以來、内鮮一體の氣運は澎湃として起り、特に大東亞戰爭勃發を契機とする朝鮮同胞統後奉公の至誠は頓に昂揚して居る事情に鑑みこゝに徴兵制施行の準備を進むることに関し閣議決

工學博士 佐野利器
元仙臺稅務監督局長 川又公平
結核豫防會發行者部長 遠藤繁清
衆議院議員 三宅正一

定を見た次第である。

滿洲國に於ける國民勤勞奉公制實施の決定

滿洲國に於いては内外の諸狀勢に則し兵役の義務に相當する公役として今般義務的なる國民勤勞奉公制を明年度より實施することを昭和十七年六月四日參議府會議に於いて正式決定した。その要綱を掲ぐれば左の如くであるが、但し左記要綱は決定前の要綱案によるものである。

國民勤勞奉公制創設要綱

第一方 針

現下國內外の情況及之が將來の推移に鑑み國民皆勞の本旨に則り帝國人民の一大義務たる兵役の義務に照應し義務的國民勤勞奉公制を創設して高度國防國家建設事業に挺身せしめ勤勞奉公以て建國の理想達成に向つて人民を練成せんとす

第二要 領

一 勤勞奉公義務者

勤勞奉公義務者は帝國人民たる男子にして兵役に服せざる者とし特別の事由ある者は其の義務を免除するものとす
義務者中より更に適格者を選定するものとす
學生に在りては別に學生勤勞奉公制を樹立するものとす

二 勤勞奉公義務の内容

帝國人民たる男子は二十一年より二十三年に至る年齢に在る間通じて十二箇月以内の勤勞奉公に服するものとす

戰時又は事變の場合に於ては一年を超えざる限度に於て前項の年齢及期間を延長することを得るものとす

當分の間勤勞奉公に服すべき者にして其の義務を履行し得ざる場合は一定の金額を納付せしめて其の義務の履行に替へしむることを得るものとす

三 勤勞奉公の對象となるべき事業

勤勞奉公の對象となるべき事業は其の性質上國防建設、國土建設、郷土建設及重要産業等其の福利の努めて永遠に貽るが如きものを選定するものとす

四 勤勞奉公隊の編制

勤勞奉公實施の爲勤勞奉公隊を編制するものとす
勤勞奉公隊は市、縣、旗の區域に依り軍隊的に編制するものとす

五 勤勞奉公隊の運営

勤勞奉公隊の指揮管理は政府之に當るものとす
勤勞奉公隊員の訓練特に幹部の養成訓練は國軍其他關係機關の協力を得て協和會之を行ふものとす

六 勤勞奉公隊員の待遇

勤勞奉公隊員に對しては其の召集中營舎、食事、日用品、醫療等を支給するの外一定の手當を支給するものとす
勤勞奉公隊員の公病、公傷、公死に對しては厚く扶助の方法を講ずるものとす

勤勞奉公隊員の召集中に於ける職業の保證及家族に對する必要な接護に付ては適切なる方法を講ずるものとす

七 勤勞奉公隊員の訓練 規律

勤勞奉公隊員の訓練に關しては精神、技能(警備を含む)及體力の昂揚、向上を圖ると共に團體的規律、生活規律に付ては國軍に準じ鍛鍊し國家意識の涵養に特段の意を用ゆるものとす

八 奉公義務完了者の優遇

奉公義務完了者は其の成績に應じ國民の中堅として活躍し得るよう國家的措置を講ずるものとす

九 經費

勤勞奉公隊運営に要する經費は勤勞奉公隊の協力を受くる事業體に於て之を負擔するものとす
本制度確立の爲必要な經費は國家に於て之を負擔するものとす

十 勤勞奉公制創設と勞務動員其他の調整

勤勞奉公制創設に伴ひ之と戰時勞務動員、平時勞務動員及賦役並に勞務者養成計畫との調整を圖るものとす

第三措 置

一 勤勞奉公制度は康德十年より之を開始し康德十二年度に於て之を完成するものとす

二 國民勤勞奉公制及學生勤勞奉公制創設に必要な法規を制定するものとす

三 勤勞奉公制創設に必要な調査研究を爲し實施に遺憾なからしむる爲準備委員會を設く

四 勤勞奉公制創設に關し宣傳工作の徹底を期する爲總務廳弘報處は關係各機關を動員活動するものとす

五 勤勞奉公制運営の爲必要に應じ逐次行政機構の整備を行ふこととし、市、縣、旗に重點を置く

六 勤勞奉公隊の基盤たらしむる爲速かに協和青年團組織の整備擴充を圖るものとす